

〈論 説〉

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容

－その異種併存性の検討－

石 川 純 治

目 次

Part I 年金会計の計算構造

- 1 問題の設定
- 2 年金債務と年金費用の関係
- 3 配分の修正か再測定か
- 4 年金債務と年金資産
- 5 年金費用と業績報告
- 6 年金会計の全体構造

Part II 企業会計の今日の変容

- 7 変容の基礎とかたち
 - 8 企業会計の今日の変容
 - 9 変容の基礎・構造・形態
 - 10 結びにかえて
- 補遺 1 一般化
- 補遺 2 年金費用と減価償却
- 補遺 3 要約

キーワード:年金会計, リース会計, 減価償却, 割引現在価値, 資産・負債観, 収益・費用観, 利息法, 会計配分, 配分の修正, 価値評価, 再測定, 業績報告, 計算と開示, 記録と情報, アカデミズムとプロフェッション, I A S B, F A S B

Part I 年金会計の計算構造

1 問題の設定－基本視点と論点－

石川 [2003a] では、今日の企業会計、とりわけその計算枠組みの全体的性格を「異なる計算系の併存と交錯の構造（ハイブリッド構造）」として捉えた。そのことは、例えば満期保有目的債券と売買目的有価証券の2つのケースにおける簿価決定のあり方（償却原価 vs. 時価）、並びに簿価変動の相違（利息配分 vs. 時価差額）を対比させてみればよい⁽¹⁾。その異種併存性を端的に言えば、伝統的な「会計配分」（フロー志向）と（何らかの外生的要請を受けた）今日の企業会計にみられる「価値評価」（ストック志向）とがある種併存した会計計算という特徴であり、それがさらに業績報告のあり方にも特徴的に現れてきている。

これまでの収支を基礎にした適正な期間損益「計算」が前者の枠組みをその基礎にしているといえ、今日の財務実態や財務リスクの「開示」志向会計は後者の枠組みに拠っているといえる。そして後者の（実態）「開示」が前者の（損益）「計算」をいわば“浸食”するというかたちで併存、交錯しているというのも、また今日の企業会計の1つの特徴であるといえる⁽²⁾。

本稿で取り上げる退職給付会計（年金会計）も、そうした今日の企業会計の異種併存性という全体的性格のもとで考察するが、さて、ここでも割引現在価値計算が用いられている今日の年金会計はどのような計算枠組みに拠っているのか、そのことを理論的、実証的に検討することが本稿の目的である。

ところで、年金会計は長期の将来予測がかかわるので、その会計処理は一見複雑そうに見える。しかし、何が中心で、何が周辺かさえ明確になれば、その基本構造はさほど複雑でもない。したがって、何が中心問題かその問いの設定、とりわけその基本視点が重要になる。

本稿では先に述べた問題意識、すなわち今日の企業会計にみられる異種併存

性という基本視点から、以下の基本問題（基本論点）を設定してみたい。第2節から第5節まで、その問いにそって論をすすめる。

- 1) 年金債務と年金費用の関係：ストック評価→（評価差額としての）フロー計算か、フロー配分→ストック評価か？利息費用の意味合いは？
- 2) 年金債務の計算仮定（割引率や退職金規程）の変更・修正に伴う数理計算上の差異，過去勤務債務などの計算枠組み：配分の「修正」か，ストック価値の「再測定」(re-measurement)か？
- 3) 年金資産の時価評価との整合性は？
- 4) 業績報告のIASB案での年金費用の4つのカテゴリー区分の意味合いは？

2 年金債務と年金費用の関係—割引現在価値計算の意味あい—

本節では、まず先にあげた基本論点の1番目（最も基本的で重要な論点）について検討する。そのために、きわめて単純な数値例を用い、後でそれを一般化する（補遺1参照）。単純な例にこそその基本が見え、本質をみるために単純化するということである。

(1) 年金債務と年金費用—ストックとフローの関係—

〈設例1：年金債務と年金費用〉

次の①～③の条件の下で、社員Aに関する今期末および前期末（期首）の年金債務および当期の年金費用を計算せよ。①A氏は今期末で5年間勤務し、5年後に退職して退職金1,000万円を受け取るものとする。②退職金の毎年の発生は勤務期間に比例して均等に発生するものとする。③割引率を5%とする。

現行の退職給付会計基準によれば、時点 t の年金債務 PL_t は（その時点 t で

予想される) 年金給付額 (1,000 万円) の当該期末までに発生した部分 (1,000 × 5 年分 / 10 年の累積額) の期末時点 t での割引現在価値 (PV) として計算される。すなわち、今期末現在の年金債務 PL_5 は、

$$\begin{aligned} PL_5 &= \left(1,000 \times \frac{5 \text{ 年分}}{10 \text{ 年}}\right) \times \frac{1}{(1 + 0.05)^5} \\ &= 5,000 \times 0.7835 = 391.75 \end{aligned} \quad \dots(1)$$

と計算される。次に、当期首 (前期末) の年金債務 PL_4 は

$$\begin{aligned} PL_4 &= \left(1,000 \times \frac{4 \text{ 年分}}{10 \text{ 年}}\right) \times \frac{1}{(1 + 0.05)^6} \\ &= 4,000 \times 0.7462 = 298.48 \end{aligned} \quad \dots(2)$$

となる。そして、当期間の年金費用 PC_5 は年金債務の当期増加額として、

$$PC_5 = PL_5 - PL_4 = (1) - (2) = 391.75 - 298.48 = 93.27 \quad \dots(3)$$

として求められる。ちなみに、第 6 期末は $PV_6 = (1,000 \times 6 \text{ 年分} / 10 \text{ 年}) \times 1 / (1 + 0.05)^4 = 493.62$, となる (以上, 単位は万円)。

さて、以上の計算から、年金会計では各期末の年金債務 (PBO) が割引現在価値で計算され、その期間差額として年金費用が計算される (費用 = 負債の増加)。より抽象的にいえば、先に債務としてのストック額 (PL) が計算され、次にフローとしての年金費用がその増加差額として計算される (ストック評価 → その評価差額としてのフロー計算)。取引仕訳でいえば、先に貸方にかかわる負債額が決まり、そしてその相手勘定として借方の費用が計上されるということである (借方: 年金費用 × × ← 貸方: 年金債務 (増加額) × ×) ⁽³⁾。

$$\text{年金費用}(PC_t) = \text{期末年金債務額}(PL_t) - \text{期首年金債務額}(PL_{t-1}) \quad \dots(a)$$

となると、そこには「フロー配分計算 → ストック評価」といった配分思考で

はなく、逆に「ストック評価→(その差額としての)フロー計算」といった今日の時価会計での価値評価思考がみてとれる。それを、ここで「価値評価アプローチ」あるいは「公正価値アプローチ」(時価測定説)とよんでおこう⁽⁴⁾。

しかし、ことはそう単純でもなさそうである。より子細に吟味してみる必要がある。そこで、期末の年金債務を計算する前に(年金債務の差額としてではなく)、年金費用そのものの計算を先に取り出してみよう。すなわち、周知のとおり、年金費用は勤務費用と利息費用の合計であり、前者の勤務費用は(退職時に予想される)退職給付額の当期発生分(1年分)の割引現在価値として計算され(図表1の網掛部分参照)、後者の利息費用は期首年金債務×割引率(利率)として計算される。すなわち、当期(第5期)に関して計算すれば、

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{勤務費用} = (1,000 \times 1 \text{年分} / 10 \text{年}) \times 1 / (1 + 0.05)^5 = 100 \times 0.7835 = 78.35 \cdots \textcircled{1} \\ \text{利息費用} = 298.48 (\text{期首の年金債務}) \times 0.05 = 14.92 \cdots \textcircled{2} \end{array} \right.$$

$$\therefore \text{年金費用} = \textcircled{1} + \textcircled{2} = 78.35 + 14.92 = 93.27 \quad \cdots(4)$$

となり、先の(3)式での計算と一致する。

ここで発生主義について若干補足しておこう。すなわち、(4)式の計算が年金の財政計算上の「予測給付評価方式」ではなく「発生給付評価方式」を採っていること、つまり会計的には発生主義に基礎づけられているということである。財政と会計とはその目的を異にしているので、前者の方式がそのまま会計上の計算方式(認識測定)とはならないのである⁽⁵⁾。また、割引現在価値は一般にはストック額であるから——その点で(a)式は理解しやすい——、ここで将来キャッシュフローの割引現在価値をストックと解すれば、フロー(将来支出)のストック化(PV化)がなぜフロー(勤務費用)か、という素朴な疑問がでてくるかもしれない。

したがって、ここでの(収益・費用観を基礎にした)当期発生分のPV計算および利息費用計算と発生主義とのかかわり、さらには発生主義と先の時価評価アプローチとのかかわり、とりわけ理論的・概念的には資産・負債観と発生主

義がどう結びつくかの検討が必要となろう。

いずれにせよ、(3)と(4)式が一致することは、一般化することにより当然のこととして明らかになるが(補遺1参照)、ここで注意したいのは、(4)式で計算された年金費用を期首の年金債務に加算することで期末の年金債務額が計算されるということである。先の(a)式に対して、(b)式として示される。

$$\text{期末年金債務額}(PL_t) = \text{期首年金債務額}(PL_{t-1}) + \text{年金費用}(PC_t) \quad \dots(b)$$

取引仕訳でいえば、先の(a)式とは逆に、先に借方の費用が計上され、そしてその相手勘定として貸方の負債額が計上されるということである(借方:年金費用×× → 貸方:年金債務(増加額)××)⁽⁶⁾。それを、先の「価値評価アプローチ」に対して「配分計算アプローチ」(配分計算説)とよんでおこう。

以上に基づき、以下で年金債務と年金費用の関係をさらに詳しく検討していく。その前に、以上の計算を(A氏の就職から退職までの)10年間にわたる一覧表として示しておこう(次ページの図表1)⁽⁷⁾。

(2) ストック評価かフロー配分か

さて、(a)式と(b)式は、前者が「ストック評価→(その差額としての)フロー計算」(負債決定→その増加額→費用)であるのに対し、後者は逆に「フロー配分計算→ストック評価」(費用の決定→負債)として対比される。問題は、仮に年金債務と年金費用が(b)式の計算に基づいているとして、そのフロー配分の内容である。

図表1からわかるように、各期の勤務費用は、少なくとも結果的にみて、将来キャッシュフロー(1,000万円)の期間配分——勤務費用=810.77万円、利息費用=189.23万円のそれぞれの配分——になっていることは確かである。ただ、期間配分ということであれば、現在価値計算を用いずに、単純に将来キャッシュフロー1,000万円の均等配分(每期100万円)でもいいはずである。例えば、事業用固定資産の減価償却は過去キャッシュフローの期間配分であり、その配分の仕方に均等償却もあれば加速償却もある。そして、そこではけっして

図表 1 各期の年金償務と年金費用

【前提条件】

①ある社員の入社から退職時までの期間を10年とし、②退職時における退職金の総額は10,000千円であると仮定する。③退職金は各年度均等に1,000千円ずつ発生するものと仮定する（勤続年数による定額配分）。このケースにおいて、④割引率を年5%とすれば、退職時までの各期間における1,000千円は、退職時まで1,000千円となればよいわけであるから、1年度目の1,000千円は残存勤務年数9年で割引計算することにより、現在価値（644.6千円）を求める。

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
1年目	644.6	←				$1,000/(1+0.05)^9$					1,000
2年目		676.8	←			$1,000/(1+0.05)^8$					1,000
3年目			710.7	←		$1,000/(1+0.05)^7$					1,000
4年目				746.2	←	$1,000/(1+0.05)^6$					1,000
5年目					783.5	←	$1,000/(1+0.05)^5$				1,000
6年目						822.7	←	$1,000/(1+0.05)^4$			1,000
7年目							863.8	←	$1,000/(1+0.05)^3$		1,000
8年目								907.0	←	$1,000/(1+0.05)^2$	1,000
9年目									952.4	$1,000/(1+0.05)$	1,000
10年目										1,000	1,000
(A) 勤務費用	644.6	676.8	710.7	746.2	783.5	822.7	863.8	907.0	952.4	1,000	8,107.7
(B) 利息費用	0.0	32.2	67.7	106.6	149.2	195.9	246.8	302.3	362.8	428.8*	1,892.3
(C) 積立額累計 (退職給付債務)	644.6	1,353.6	2,132.0	2,984.8	3,917.5	4,936.1	6,046.7	7,256.0	8,571.2	10,000	10,000

(説明) ・各年度の「(B) 利息費用」= 前年度の「(C) 積立額累計」× 利率 (0.05)
 ・各年度の「(C) 積立額累計」= 前年度の「(C) 積立額累計」+ 当年度の「(A) 勤務費用 + (B) 利息費用」
 * 誤差修正を含む。

期末固定資産評価－期首固定資産評価＝減価償却という計算方式が採られているわけではなく、期首固定資産評価額－減価償却＝期末固定資産評価額という計算方式——先に費用が計算されないと資産簿価は決定されない——となっている。

それと同様、将来支出の配分（見越配分）なので負債となるが、年金債務と年金費用の関係も、たとえ割引現在価値が用いられていても、絶対額1,000万円の均等配分と同じく、将来支出の配分方法の1つのあり方であり、両者は単に配分方法の違いにすぎないと解釈される。したがって、先に述べたように、それを先の「価値評価（公正価値）アプローチ」（時価測定説）に対して「配分計算アプローチ」（配分計算説）とよぶことができる⁽⁸⁾（図表2参照）。

図表2 ストック評価かフロー配分か

	年金債務（ストック）	年金費用（フロー）	ストック評価とフロー計算
(a) 価値評価アプローチ	公正価値	→ 年金債務の期間差額	ストック→フロー：(a)式
(b) 配分計算アプローチ	年金費用の累積	← 来支出の見越配分	ストック←フロー：(b)式

その理解のもとでは、年金債務（その簿価決定と簿価変動）と年金費用の関係は、(b)式に示されているように期首簿価（ストック）＋勤務費用（フロー）→期末簿価（ストック）であって、たとえ現在価値計算が行われていてもそれは決して(a)式のように期末簿価（ストック）－期首簿価（ストック）→勤務費用（フロー）ではない、ということになる。

ただ、事業用固定資産の減価償却では、固定資産の現在価値計算が行われているわけではないので、現行実務のもとでは(a)式のようなストック評価額の期間差額計算はなされない。つまり、そこでの期末簿価はそれ自体単独に計算できないのである⁽⁹⁾。ところが、年金会計では(a)式でみたように、各期末の年金債務の現在価値がいわば単独に計算され、費用はその期間差額としても計算される。したがって、そこでは配分ではなく、価値評価として現在価値計算がおこなわれているとの見解が出てくるのである（むしろこれが通説的見解）。

そこで、仮に、将来キャッシュ・アウトフローの配分計算を行っているとの

見地に立ったとき、では（絶対額の配分ではなく）なぜ割引現在価値計算が用いられるのか、そしてそれがいかなる意味合いでフロー配分計算になっているといえるのか、このことが次の検討課題になる。

（3） 利息費用の意味合い—割引現在価値計算と利息法の対関係—

ここで想起されるのが、リース会計や満期保有目的債券、あるいは貸倒懸念債権などのケースにおける「利息法」による配分計算である⁽¹⁰⁾。つまり、それらのケースにおける配分計算とここでの年金会計のケースになんらかの共通性ないしは整合性を見いだせるか、ということである。

それら3つのケース（簿価と簿価変動）に共通してみられるのは、割引現在価値計算（現在←将来）とそのいわば逆関数（対関係）としての利子配分（現在→将来）であった⁽¹¹⁾。このことは、年金費用を構成している利息費用についても、とりあえずは当てはまりそうである。そのことは、利息費用合計額 189.23 万円が、実は各期の勤務費用を割引価値計算することから生じていることからわかる。すなわち、図表1の勤務費用の合計額は

$$\sum_{t=1}^{10} (1,000 \text{ 万円} \times 1 \text{ 年分} / 10 \text{ 年}) \times \frac{1}{(1 + 0.05)^{10-t}} = 810.77 \quad \dots(5)$$

と計算され、それと将来キャッシュフロー 1,000 万円との差額が各期の利息費用の合計額となっている。その意味で、そこに「利息法」の配分計算がなされていると解釈できる。

つまり、そこでの利息費用は、各期の勤務費用を絶対額 100 万円（1,000 万円 × 1 年分 / 10 年）とせず、その各期末時点での割引現在価値額とすることから、いわば必然的ないし派生的に出てくる性格のものといえる（各期の現在価値を 10 年間合計しても、(5) 式に示されているように 1,000 万円にならない）。このことは、例えばあとで触れるリース会計でいえば、每期支払うリース料の単純合計額ではなく、その割引現在価値を計算することから（それが減価償却の対象となるリース固定資産額となる）、それとの差額すなわち利息相当額が計算されることと同形である。

もっといえば、もともとそこでの利息費用は文字通りの実態的意味合いをもった利息計算（未払利息）を行っているのではなく、あくまで勤務費用の割引現在価値額計算から付随的・結果的にでてくるものといえる。年金費用を絶対額100万円で計算すれば、そこに利息費用などでてこないことから明らかである（勤務費用＝年金費用）。その点で、年金費用を勤務費用と利子費用に区分することの実態的意味合いを探ることにどれほど意味があるか、議論の余地があるといえる⁽¹²⁾。

その点でいえば、先の3つのケースがいずれもなんらかのかたちで金融財務活動と直接にかかわっており、それゆえに利息法による利子配分が実態的にも意味のあるものであったといえる。したがって、年金会計がいかなるかたちで金融財務活動にかかわるか、この点が年金会計において、そもそもなぜ割引現在価値計算および利子配分が用いられるのか、という問いへの1つの見方となる。この点は、事業用固定資産の減価償却にも利息法が適用可能かという問題と同形の問題といえる（補遺2参照）。

ちなみに、イギリスASBのFRS第3号「財務業績の報告」（1992年）では第2の損益計算書とでもいうべき「総認識利得損失計算書」の構想がでてきたが、そこでの重要な領域として①有形固定資産、②長期金融資産・負債、とともに③年金コストがあげられていた⁽¹³⁾。これらに共通するのは、いずれも長期性の資産・負債の評価にかかわっているという点があげられるが、ここで議論にかかわらせていえば、年金コストが②長期金融資産・負債と区別されていること、つまり非金融（長期性）負債であるという点が重要である。

(4) リース会計との共通性と異質性—元本と利息への分解—

ここで、リース会計における支払リース料の分解（元本と利息への分離）をみておけば、周知のとおり、ここでは毎期のリース料（リース債務の返済額）の合計額が元本相当額と利息相当額に分解される⁽¹⁴⁾。その計算過程を吟味してみれば、そこには先にみた年金債務と年金費用との関係、すなわち割引現在価値（元本相当額）と利息配分の関係と同形の計算構造がみられる。リース会計での

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

図表3 リース会計と年金会計の共通性

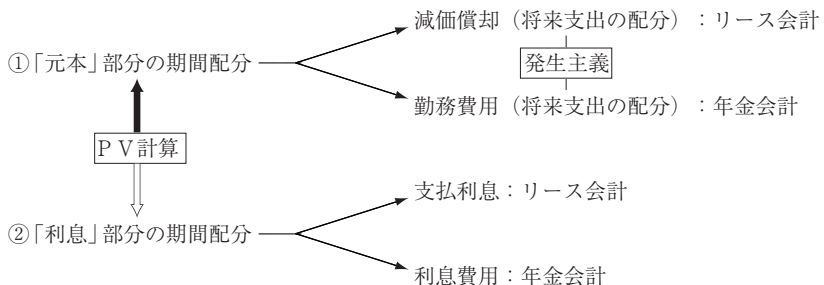
	①元本（P V）	②利息相当額	③=①+②
リース会計	元本返済額	支払利息	リース料
年金会計	勤務費用	利息費用	年金費用

毎期のリース料が年金費用に、その年金費用のうち利息費用が、リース会計での利息相当額に該当すると解されるわけである。違いは、リース会計では債務を每期実際に支払っていくのに対し、年金会計では退職時まで債務が累積されていくという点である（図表3参照。ただし、P Vは割引現在価値）。ちなみに、リース会計や満期保有目的有価証券のケースでは割引現在価値額としての元本は当初に確定するが、年金債務のケースでは每期元本が追加計上され、それに伴ってあらたな利息費用が発生するわけである。

さらに、図表3の①元本相当額と②利息相当額のそれぞれに関する期間配分についても、図表4のように示される。すなわち、リース会計では①元本部分（固定資産額）の期間配分（将来支出の見越ないし引当配分）として減価償却が、年金会計では同じく元本部分（年金債務）の期間配分（将来支出の見越ないし引当配分）として勤務費用が、それぞれ損益計算書に計上される。また、②利息部分の期間配分についても同様に、リース会計では支払利息として、年金会計では利息費用として、それぞれ損益計算書に計上される。

ちなみに、リース会計では固定資産の支払いは通常の事業資産の購入と違

図表4 元本と利息の期間配分－同形な計算構造－



ってあくまで将来支出であるから（リース料の元本返済分が毎年部分的に支払われる）、そこでの減価償却は通常の過去支出の繰延配分ではなく、将来支出の見越配分としての減価償却となる。したがって、こうした元本と利息の期間配分という会計計算は、あくまで将来のキャッシュフローにかかわる期間配分（割引現在価値計算による元本化と利息の配分）に固有のものということになりそうだが、過去のキャッシュフローの期間配分についても妥当するかどうかはなお検討の余地がある。なぜなら、事業資産の減価償却にも利息法が考えられうるからである。この点については補遺2で論じる。

以上、年金会計における年金債務と年金費用の関係には、リース会計での利息法の会計計算と同形な構造が見出せる⁽¹⁵⁾。ただ、先にも述べたように、リース会計（ファイナンス・リース契約）には金融財務活動が直接かかわっているが、年金会計にどのような金融財務活動がかかわっているか、なお議論される必要がある。これは、一般的にはいわゆる利息法の「全面適用説」の問題性として議論できるが、特に年金債務が金融負債ならともかく非金融長期負債と考えた場合に問題となる（補遺2参照）。

いずれにしても、以上の解釈にたてば、各期の勤務費用を絶対額計算で行おうが（勤務費用＝年金費用）、あるいは割引現在価値計算で行おうが（勤務費用＋利息費用＝年金費用）、各期の年金費用は将来キャッシュフロー1,000万円の期間配分（発生主義による見越配分）の仕方の相違にすぎない、ということになる。

しかし、仮にそうした解釈にたってみても、年金会計での費用配分および債務簿価の決定には減価償却とは基本的に異なる点がある。いうまでもなく、事業用固定資産の減価償却がすでに確定している過去キャッシュフローの期間配分であるのに対し、年金債務は将来（それもかなり長期の）キャッシュフローの期間配分となるという点である。将来ということから、将来キャッシュフローはむろん確定したものではなく見積りにすぎず、それもかなり長期ということから、将来予測の修正という問題が必然的に伴う。

この相違点が年金債務と年金費用の関係にどのようなかわりをもつか、この点がさらなる検討課題となる。

3 配分の修正か再測定か—計算仮定の改訂—

この将来予測の修正ないし改訂という問題が、先にあげた基本論点の2番目である。すなわち、そうした予測計算の仮定が変更・修正されることに伴う年金債務および年金費用の変更・修正は、あくまでキャッシュフロー配分の「修正」か、それともストック（資産・負債）評価の「再測定」(re-measurement)か、という問いである。

(1) 計算仮定の変更

〈設例2：計算仮定の変更・修正その1〉

先の設例1において、第6期に条件③の割引率を4%に変更したとする。社員Aに関する第6期末の年金債務を計算せよ。

第6期末の年金債務は、割引率5%のままであれば、先にみたように $PV_6 = (1,000 \times 6 \text{年分} / 10 \text{年}) \times 1 / (1 + 0.05)^4 = 493.62$ となる（図表1参照）。それを割引率4%に変更すれば、

$$PV_6 = (1,000 \times \frac{6 \text{年分}}{10 \text{年}}) \times \frac{1}{(1 + 0.04)^4} = 512.88 \quad \dots(6)$$

と計算され、5%のときとの差額 $512.88 - 493.62 = 19.26$ （万円）が年金債務の再計算による増加額となる。これが、いわゆる「数理計算上の差異」(actuarial gains and losses)である。その会計処理については後述する。

問題は、ここでも、こうした年金債務の再計算が配分計算の「修正」か（フロー志向：配分修正説）、それとも価値評価の「再測定」か（ストック志向：時価測定説）という点である。先にみたように、一方で年金費用をキャッシュフローの配分とみる立場（配分計算アプローチ）にたてば前者の解釈になるし、他方で年金費用を年金債務の価値評価の差額計算とみる立場（価値評価アプローチ）

からは後者の解釈となる。後者の立場が前者と比べて比較的単純だけに理解しやすいといえるかもしれない⁽¹⁶⁾。

いずれの立場にたつかは、割引率の変更がきわめて限られたものであるか、それとも時々の経済情勢に応じて度々変更されるものかが、1つの判断基準となろう。なぜなら、極端に言えば、割引率を時々の経済情勢に応じて変更すれば、それは限りなく時価測定に近づいていくからである。

ここで、「保険数理的アプローチ（長期的アプローチ）」と「時価アプローチ（短期的アプローチ）」を取り上げてみるのが、1つの参考になるかもしれない⁽¹⁷⁾。すなわち、後者の時価アプローチは、文字どおり「現在の市場価格を基礎として仮定を設定するアプローチ」であり、貸借対照表の期末現在の状況が会計に十分織り込まれるというアプローチである。

この時価アプローチはS F A S 87号やI A S 19号で採用されているようであるが、となると第2節で議論した年金債務と年金費用の関係につき、「価値評価アプローチ」ではなく「配分計算アプローチ」を採ると、ここでの時価アプローチとは整合しなくなる⁽¹⁸⁾。逆に言えば、ここで時価アプローチをとると、それと整合するのは第2節での「価値評価アプローチ」ということになる。少なくとも、理論的にはそうなるだろう。両者のむすびつきを示せば、図表5のようになる⁽¹⁹⁾。

図表5 配分の修正か再測定か

年金債務 \ 保険数理上の差異	計算仮定の変更の見方	会計処理の考え方
(a) 価値評価アプローチ	再測定（時価測定説）	時価（短期的）アプローチ
(b) 配分計算アプローチ	配分修正（配分計算説）	保険数理的（長期的）アプローチ

ただ、割引率の変更をいくら繰り返したところで、将来キャッシュフローそのものに変更はない。この点も、もう1つの判断ポイントになろう。その観点からは、「配分の修正」（フロー志向）という立場が合理的なのかもしれないが、それでも将来キャッシュフローそのものが変わらないことが時価測定を否定

する根拠になるかどうか、検討されねばならないだろう。

(2) 遅延認識問題

〈設例3：計算仮定の変更・修正その2〉

設例1において、第6期首に退職金規定を見直し、給与水準をおおむね1%引き上げることになった。それにもとない過去勤務債務が400増加することになった。設例2での割引率の変更による年金債務の増加額とともに、その会計処理について検討せよ。

この退職金規程の見直しも、先の割引率の変更と同様、年金債務（ストック額）の変動要因となる⁽²⁰⁾。ただ、違いは将来キャッシュフローそのものが修正されるという点である。この点は、減価償却のように（すでに確定している）過去キャッシュフローには起こりえず、まさに将来キャッシュフローに固有のものといえる。

さて、問題は2つある。1つは、この将来キャッシュフローそれ自体の修正によって、それ以降の割引現在価値計算（分子のキャッシュフロー）も修正されるが、その修正を配分の修正とみるか（配分修正説）、それとも価値評価アプローチの立場から債務額の再測定とみるかである（時価再測定説）。もう1つは、以降ではなく以前の問題、つまり再計算による（過年度の）年金債務の増加額（あるいは減少額）をどのように会計処理するかである。端的にいえば、それを全額その期の費用として処理するかどうかである。

まず、後者からみてみよう。退職金規定の見直しによる年金債務の増加分は「過去勤務債務」とよばれるが、それを前期損益修正と考えることもできそうだが、退職給付会計基準では先の設例2での数理計算上の差異とともに、「過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理されねばならない」と規定されている。つまり、一種の繰延配分の会計処理が原則となっている。

問題は、それらの「遅延認識」（全額が即時認識されない）が認められる根拠

である。過去勤務費用については従業員の動機付け（勤務意欲に寄与）による将来収益への貢献（将来収益に対応する費用配分）という点があげられているようだが⁽²¹⁾、割引率の変更にもなう数理計算上の差異はどうであろうか。先の設例2でいえば、年金債務の再計算による増加額 $512.88 - 493.62 = 19.26$ (万円) の会計処理であるが、これが繰延配分される理論的根拠は必ずしも明らかでない。

ちなみに実際の例をあげれば、わが国でも割引率の引き下げ（3%から2.5%が多い）が相次いでおり⁽²²⁾、旭化成のケースでは割引率を4.0%（2002年3月期まで）から2.5%（2003年3月期から）に引き下げ、それによって年金債務（PBO）は710億円も増大している。これを10年にわたって「均等償却」している⁽²³⁾。償却という用語は（将来収益に対応する）費用配分のようなイメージを与えるが、他方で、それは（配分思考とは異なって）実質的には積み立て不足額の制度的分割処理ともいえる。とはいえ、たとえ1/10ずつであっても、每期71億円の営業費用が計上されるわけだから、年度利益に与える影響は大きい。

もう1つの問題点は、退職金規定等の改訂にもなう将来キャッシュフローそれ自体の修正を配分の修正とみるか（配分修正説）、それとも価値評価アプローチの立場から債務額の再測定とみるか（時価測定説）である（図表5参照）。先の割引率の変更をその時点での新たな情報に基づく再測定と捉えるなら、ここでも同じく負債の再測定とみるのが整合性ある見方となる。むろん、それは伝統的な配分思考に基づく資産・負債の簿価決定と基本的に異なる見方となる。

しかし、他方で、先の割引率の変更でもみたように、ここでも配分思考に基づく配分修正説を明確に否定するだけの論拠があるわけではないし、たとえ時価測定説の見地にたっても、（繰延配分による）遅延認識問題にみられるように、そこでは時価測定が徹底されているわけではない⁽²⁴⁾。

4 年金債務と年金資産－その整合性は－

(1) 年金資産の時価評価－整合性問題その1－

以上、年金債務および年金費用についてみてきたが、実はさらにやっかいな問題がある。それが、冒頭に設定した基本論点の3番目、すなわち年金資産の側とのかかわり、とりわけそれとの整合性の問題である。

周知のとおり、(年金制度を利用している場合の)年金資産については、「公正な評価額により測定し、…」(退職給付会計基準)、あるいは「年金資産の額は期末における公正な評価額により計算する」(同実務指針)と規定されている。つまり、こと年金資産に関しては、第2節の2つのアプローチでいえば、「価値評価(公正価値)アプローチ」に基づいていることが明確である。しかし、年金債務についても、それが公正価値額で計算するとの明確な規定はない⁽²⁵⁾。このことは、第2節での「配分計算アプローチ」の考え方が依然として否定されない可能性を残しているといえる。

となると、年金債務(および年金費用)と年金資産(および評価損益を含む運用損益)の会計計算の枠組みの可能性は図表6のように示される。ただし、(二)は含み損益(時価評価損益)を出さないこれまでの方式(原価主義会計の枠内)を示している。

図表6 年金債務と年金資産 -その整合性は-

2つの見方 \ 負債と資産	年金債務/年金費用	年金資産/運用損益
(a) 価値評価アプローチ	(イ)	(ロ)
(b) 配分計算アプローチ	(ハ)	(二)

図表6から、(イ)と(ロ)の組み合わせか(価値評価アプローチ)、(ハ)と(二)の組み合わせか(配分計算アプローチ)、そのいずれかが整合性ある会計計算ということになる。すでに述べたように、新しい会計基準によって年金資産

は公正価値で評価されるようになったから、(ニ)は少なくとも制度的には存在しない。そして、前者の価値評価アプローチでの組合せが年金会計の通説の見方かと思われるが、これまでの議論からすれば、(ロ)と(ハ)の組み合わせの可能性も否定できないのである。

ここで、年金会計でのB/SとP/Lを示せば、周知のごとく、(7)、(8)式のようになる。両者の対応関係に注意されたい。B/Sでの右辺かっこ内は本来の負債額であることを、同じくP/Lの右辺かっこ内はB/Sの退職給付債務にかかわることを、それぞれ示す。また、B/Sの③未認識債務の期間配分が先に触れたP/Lでの④である。

$$B/S : \text{退職給付引当金} = \underbrace{(\text{①退職給付債務} - \text{②年金資産})}_{\leftarrow} - \text{③未認識債務} \quad \dots(7)$$

$$P/L : \text{退職給付費用} = \underbrace{(\text{①勤務費用} + \text{②利息費用})}_{\leftarrow} - \text{③期待運用収益} \\ + \text{④未認識債務の償却費用} \quad \dots(8)$$

上式の矢印に示されるように、年金会計ではB/S上、年金債務から年金資産を控除した純額が負債（退職給付引当金）として計上される。また、P/L上では、利息費用から年金資産の運用収益を控除した純額が年金費用に計上される。このことは、退職給付会計基準という1つの会計基準のなかで、年金債務と年金資産が同じ計算枠組みで行われていることが前提とならねばならないことを意味する。

しかし、第2節でみたように、年金債務と年金費用につき「配分計算アプローチ」の立場（したがって(ロ)と(ハ)の組み合わせ）が必ずしも排除されないだけに、ここに計算枠組みのねじれ現象ともいべき非整合性の問題——価値評価（資産側）と配分計算（負債側）の異種併存性——がでてくる。さらに言えば、こうした（別建てではなく）純額計算そのものも、ここでの計算枠組みとのかかわりで検討される余地がある。

(2) 「数理計算上の差異」の会計処理—整合性問題その2—

〈設例4：年金資産の公正価値評価〉

先の設例1において、第5期の年金資産が㊶～㊸のとおりであったとする。予測と実際との差額（数理計算上の差異）とその会計処理について述べよ。但し、当期の支払額はなかったものとする。㊶ 期首時価：200万円、㊷ 期待運用収益率（期首に設定）：3%、㊸ 拠出額：90万円、㊹ 期末時価：260万円。

第5期末の年金資産(予想)は $200 + 6 + 90 = 296$ 万円であるが、期末時価(実績)が260万円であるので、その差額36万円が数理計算上の差異となる。つまり、年金資産が時価ないし公正価値で評価されるとなると、(配当、利子などの収益のみならず)その評価損益も運用収益を構成することになり、その予測と実績との差額が数理計算上の差異となるわけである。

ちなみに、現実には起きている切実な問題は、㊶ 割引率の引き下げと㊷ 年金資産の運用悪化に伴う「積み立て不足問題」である。アメリカおよび日本の資本市場は、この年金債務問題がくすぶっており、そこに㊶株安・金利安→㊷割引率の引下げ、㊸年金運用収益の悪化→㊹年金債務の増大→㊺企業業績を圧迫、という構図をみることができる。先の数値例でもみたように㊶超低金利（割引率の見直し）で給付債務が膨らみ、またここでの㊷株安で年金資産が目減りする、という“ダブルパンチ”で積立不足額が急速に拡大しているわけである⁽²⁶⁾。

さて、この数理計算上の差異の会計処理であるが、すでにみたように「原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間内の一定の年数で案分する方法（以下「定額法」という）」(実務指針27項)でもって費用処理される。問題は、年金資産の時価評価とこの繰延処理との整合性である。(実態開示ではなく)利益計算としての時価会計にあっては、特定資産の時価評価から生じる評価損益は本来損益計算に計上されるべきものであり、それを次期以降に繰延償却するという会計処理とは本来的に首尾一貫し

ない。価値評価アプローチの見地に立つ限りは、発生年度に全額損益計上すべ
であらう。

(3) 「その他有価証券」での時価評価差額－整合性問題その3－

さらに、ここでもう1つの整合性問題を取り上げておこう。周知のとおり、
「その他有価証券」の時価評価差額は損益計算書には計上されず貸借対照表の
持分（資本）に直接計上（直下）される。売買目的有価証券（時価評価差額が損益
計算書に計上される）と区別されるその他有価証券が「事業に拘束された」（事
業遂行上等の制約のある）有価証券であるというなら、（たとえ外部に拠出している）
年金資産としての有価証券も、退職給付という特定目的のためにだけ投資され
ている有価証券であるから、同じく事業に拘束されているといえる。しかし、
前者が損益計算書にはでてこず（純利益計算を構成せず）、後者は先の(8)式に示
されるようなかたちで純利益計算に入ってきている。この相違は、どのような
理屈から合理的に説明されているかが問われる⁽²⁷⁾。

実際、イギリスでは損益計算書ではなく総認識利得計算書で計上されるべき
であることが提案されている⁽²⁸⁾。となると、そもそも年金債務と年金資産を
別建てでなく、純額（差し引き）処理すること自体もふくめて⁽²⁹⁾、ここに年金
債務と年金資産の会計処理のもう1つの整合性の問題が指摘される。

5 年金費用と業績報告

－4つのカテゴリー区分（IASB案）の意味あい－

本節では、基本論点の4番目、すなわち業績報告のIASB案での年金費用
の開示方法を、特にこれまでの議論とのかかわりで検討してみたい⁽³⁰⁾。

(1) 4つのカテゴリー区分

将来の業績報告（損益計算書の全面見直し）に関するIASB案においては⁽³¹⁾、
年金費用についても議論されているが、筆者の関心はそれと包括利益の4つ

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

のカテゴリー区分とのかかわりである。IASBのサイトで公開されているProject Summary（IASB [2002b]）によれば、いみじくも年金費用を構成する各項目——①勤務費用、②利息費用、期待運用収益、③過去勤務債務、④数理計算上の差異——が、この4つのカテゴリーすべてにかかわっているからである。すなわち、そこでの説明を筆者なりに示せば、図表7ようになる。

図表7 年金費用と業績報告（IASB案）—4つのカテゴリー配置—

	(1) インカム・フロー	(2) 評価調整	合計
I 営業	①勤務費用	③過去勤務債務	×××
II 金融	②利息費用、期待運用収益	④数理計算上の差異	×××
	×××	×××	××× (包括利益)

ここでタテ区分のコラム(2)「評価調整」(valuation adjustments)の欄をみてみよう。いずれも、先の設例3, 4で議論した退職金規程の改定(③)や割引率などの見直し(④)による負債の再測定(フレッシュ・スタート)に起因する項目である。文字通り「評価調整」といえる項目が配置されており⁽³²⁾、その点で比較的理解できる。問題は、タテ区分のコラム(1)「インカムフロー」の①と②である。

「インカムフロー」という名称の意味内容が必ずしも明らかでないのでもともいえないが、「評価調整」というストック評価志向の名称と比較して、そこではフロー計算志向が作用しているようにもみえる。となると、ここに本稿で議論してきた（その内容は同じでないにしても）価値評価アプローチと配分計算アプローチの異種併存した1つのかたちがみられる。

したがって、包括利益をして、純資産の期間差額として包括する利益概念というにとどまらずより積極的に「何を包括するものか」という包括される対象を問えば、その1つの答えは、とりわけ計算枠組み論でいえば、それぞれ異なる計算系からでてくる異種の利益を包括する利益概念となる。1つの利益概念（純利益）では収まらない利益があるとの認識が、純利益とは区別される包括利益なる利益概念を生んでいるのである。

いずれにせよ、それは一言でいえば、異なる計算枠組みのハイブリッド（異

種併存)の業績報告への1つの現れといえる。

(2) 「再測定前利益」と「再測定」－その区別の意味合い－

その後のIASB案は、コラム区分の名称を変更してきている。すなわち、Project Summaryの改訂(IASB[2002c])での様式では、I ビジネス(business)、II 金融(financing)、(1)再測定前利益(income before re-measurement)、(2)再測定(re-measurement)、と名称が変更になっている。特に、コラム(タテ)の2区分が「再測定前利益」、「再測定」と変更されているが、そこには単なる名称変更にとどまらない論点もありそうで、その意味合いの検討が重要に思える。

ここで「再測定前」と「再測定」を文字通り解釈すると、すべてに「再測定」が前提されているのか、という問いがでてくる。しかし、資産・負債観での(ストックの)「再測定」は理解できても、実現・配分・対応ないし収益・費用観に基づく利益計算(フロー)に配分の「修正」はあっても「再測定」の概念はなじまない。先の「インカムフロー」と変更後の「再測定前利益」とを比較すれば、端的に言って、その背景に資産・負債観の全面的適用という発想が垣間見える。

さらにこの業績報告(IASB案)におけるトレーディング目的有価証券と減価償却の2つのケースを取り上げておこう。まず、トレーディング目的有価証券の評価損益であるが、これは再測定の欄に入っている(図表8参照)。それがストック評価の再測定であるという点で、筆者には理解できる⁽³³⁾。ただ、それもフロー配分計算としての実現利益という解釈(主観のれん説)に立てば、むしろ名称変更前のコラム1(インカムフロー)に入ることも考えられる⁽³⁴⁾。

さらには、評価損益(時価変動損益)でなく売却損益はどうなるか。売却損益はコラム1、評価損益(運用損益)はコラム2、あるいは少なくとも期中に買って売った場合の売却損益はコラム1といったことも考えられる。IASB案での説明をみるかぎりはずべてコラム2のようにも解釈できるが、そもそも理論的には評価損益と売却損益とを区分する論拠がどこにあるかも論点になる⁽³⁵⁾。さらには、それらが金融活動区分でない点⁽³⁶⁾、などいくつかの論点が指摘される。

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

図表8 業績報告（IASB案）の考え方の例示
 - 再測定と再測定前 -

ケース	再測定の軸	(1) 再測定前利益	(2) 再測定
	トレーディング目的有価証券		評価損益
	事業用固定資産	減価償却	減損

次に、減価償却であるが、図表8にも示されているように、これは（ビジネス区分の）再測定前利益に入るが、減損は再測定になる。ただ、減損に関しても、それが測定操作的には再測定であっても、それがトレーディング目的有価証券での再測定と同じ性格かどうか。もっといえば、それもストック評価の再測定ではなく、フロー配分の修正とみる解釈もありうる⁽³⁷⁾。それに、そもそも減価償却が、それがフロー配分計算の典型例であるだけに、なぜ「再測定の前」なのかが問われる。

こうした疑問が次々にでてくるのが、一連の業績報告のIASB案である（IASB[2002a]からIASB[2002c]をみられよ）。こうして、「再測定前利益」と「再測定」という2区分は、明確な概念とりわけ資本・利益概念や計算構造に基礎づけられたものかどうか疑問であり、その理論的土台の問題性が指摘される⁽³⁸⁾。そのことは、総合計の「包括利益」という会計的業績概念そのものに現れている。そこには、そうした理論的土台よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという有用性偏重およびそこから出てくる開示偏重が現れているように思える。

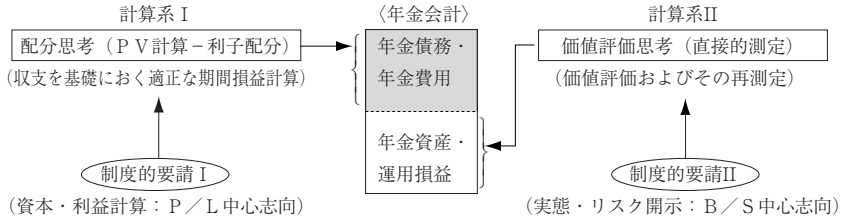
いずれにせよ、「再測定前」と「再測定」とを comprehensive するという包括利益には、利益概念としてその計算構造論的論拠がどこにあるか、必ずしも明らかでない。

6 年金会計の全体構造－2つの仮説－

以上の議論から、制度上の年金会計の全体構造は必ずしも1つの統合された

会計観から出てきたものではなさそうであることがわかる。第2節での議論，とりわけ配分計算アプローチをふまえてその異種併存性を示せば図表9のようになる。

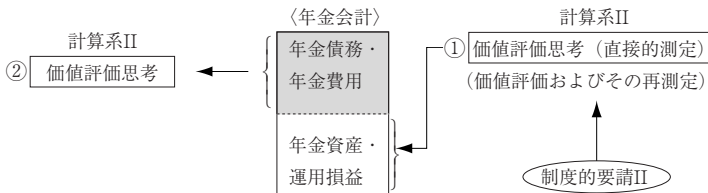
図表9 年金会計の全体構造（仮説1）
-配分思考と評価思考の交錯-



ここで、2つの計算系——配分計算思考 vs. 価値評価思考——と、それぞれの背後にある制度的規定・要請——利害調整志向の資本・利益計算 vs. 投資家志向の実態・リスク開示——に注意されたい。ここに、それぞれ会計目的を異にする計算系の併存と交錯の構造がみられる。この見方からすれば、年金会計という1つの会計基準のなかに、今日の企業会計の特徴である異種併存性がみられることになる。その意味で、今日の企業会計には二重の意味で異種併存性がみられるといえる。

しかし、他方で価値評価アプローチの立場にたてば、年金債務も年金資産と同じく公正価値で評価されるという構造をもつことになる。先の図表9と対比させて示せば、図表10のようになる。

図表10 年金会計の全体構造（仮説2）
-資産評価からの方向性-



ここで、特に矢印の方向（①→②）、すなわち資産評価からの方向性に注意されたい。そして、さらに注意したいのは、そこでの制度要請の内容である。すなわち、年金資産の評価は日本ではしばらくは原価主義の枠内であったが、1998年3月期から時価または時価の移動平均による評価に移行することになった⁽³⁹⁾。そこには、あきらかに資産価値の実態を明らかにするという制度要請があったといえる。そして、この資産評価の時価評価への移行が債務側の評価とかかわる、というのが図表10の仮説2である。第2節の議論でいえば、価値評価アプローチがそれである。

資産も負債も同じく公正価値で評価されるという点では整合性があるといえるが、それはけっして内的整合性からでてきたものではないということでもある。しかも、その整合性自体を子細に検討すれば、先にみたように、仮にこの立場にたったとしても、端的には未認識債務にみられるように、そこには価値評価思考が必ずしも徹底されてはいないのである。

こうして、今日の企業会計の全体的性格は、計算構造内にとどまらず、その制度論的考察をぬきにしてはみえてこない面がある。ここに今日の企業会計にみられる異種併存性の計算構造論的分析とともに、それを生み出している制度的・社会経済的分析の意義があるといえる。

Part II 企業会計の今日の変容

7 変容の基礎とかたち—今日的企業会計のハイブリッド構造—

(1) “純血種” から “雑種” の会計へ

以上、今日の企業会計の性格、とりわけその計算枠組みの全体的性格には異種併存性、すなわち異なる計算系の併存と交錯の構造（ハイブリッド構造）がみられる。本稿で取り上げた年金会計も、そうした今日の企業会計の異種併存性

という全体的性格のもとで考察した。とりわけ、年金会計は1つの会計基準のなかで異種併存性がみられる。その意味で、今日の企業会計には二重の意味での異種併存性、すなわち1つは個々の会計ルールがそれぞれ異なる系に属するという意味での異種併存性、もう1つはここでの年金会計のケースのように1つの会計ルールのなかでの異種併存性、が指摘される。本稿では、そのことを理論的・実証的に明らかにしたわけである。

ところで、今日の企業会計の全体を何か純粋な概念や統一的な会計観でもって描いて見せようとしても、本稿で取り上げた年金会計にもみられるように、それがけっして容易でないことがわかる。現実の会計ルールの集合である会計制度が、単なる集合ではなく1つの秩序だった整合性ある「構造」をもったルール集合であることを期待すればするほど、その困難性を感じる。

例えば、動態論の会計世界は損益計算を中心に貸借対照表との動的関係（フロー中心観：資本利益計算志向）をきわめてエレガントに描いて見せた。それは、それまでの静態論的世界での資産・負債観（ストック中心観：財産計算志向）に一種の革命をもたらすものであったといえる。今日、それにとってかわるパラダイムシフトが起きようとしているかどうかは定かでないが、少なくともその動態論的世界観がゆれていることは間違いない。

仮に、動態論のような堅固な理論的土台に立つ会計を“純血種”の会計というと、今日の会計は、本稿でもみてきたように、異種なるものが併存する“雑種”（異種交配、ハイブリッド）の会計とでもいうことができ、そこにある種の“戸惑い”と“混乱”を覚える。つまり、今日の企業会計の拠って立つ理論的土台が何であるかを求めてみても、そこに論理整合性ある土台（純血理論）を見出すことはけっして容易でない。2つの動力源（ガソリンエンジンと電気モーター）をもつハイブリッド車にたとえて言えば、2つの異なる会計思考をいわばその動力にして走行している会計、これが今日の企業会計の現実の姿（変容のかたち）というわけである。

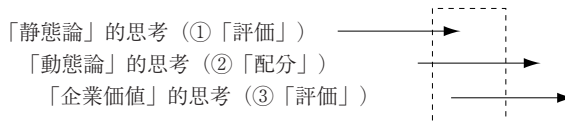
ところで、今日の多様な会計環境にあっては、言ってみれば、純血理論ではその変化に対応しきれない面がでてくるのも否めない。純血種は多様性に弱い

が、雑種は強いともいえる。問題は、仮に、今日の会計が“純血種”から“雑種”（異種交配）の会計に変容ないし変質しているとすれば、そしてそのことで少なくとも理論上戸惑いと混乱が生じているのであれば、その出所を明らかにすることが重要になる。そのためにも、先にも述べたように、計算構造論的分析とともに、それを生み出している制度的・社会経済的分析が必要となる。

（2）変容の基礎—会計思考の変遷と交錯—

したがって、さらにそうした変容の基礎にも目を向ける必要がある。すなわち、今日の企業会計には、かつての①評価（静態論的思考）→②配分（動態的思考）から⁽⁴⁰⁾、一転して②配分→③評価（あらたなストック中心観）へと、ある種の“逆転現象”が起きているように見える。しかし、それは静態論に先祖返りしているわけではなく、そこでの「評価」の内容も異なる（①と③の番号の区別に注意）。ストックの価値評価といっても、それが出てくる背景もその内容もそして対象も異なるのである⁽⁴¹⁾（図表11参照）。

図表11 会計思考の変遷と交錯—変容の基礎—



この配分から評価への今日的転換を会計思考の変遷からみれば、今日の企業会計にはこれまでの動態論思考とはまた性質を異にする会計思考が横たわっているように思える。それが何であるかは必ずしも定かでないが、少なくともその1つに企業価値（株主価値）を志向する会計があげられる。この点で、今日の会計は「動態論的」会計観からさらに「企業価値的」会計観へと移行しているように見える。それが完全にとってかわる会計観になるのかどうかは会計観の変遷という点からさきわめて重要な点であるが、上記の配分と評価の併存の基底には、こうした動態論的思考と企業価値的思考とが併存し交錯しており、今日のハイブリッドな企業会計制度のあり方も、実はこうした“会計思考のハイブリッド”に根ざしているといえる（図表11の破線枠）。

(3) 変容と株主資本主義

この企業価値的思考、とりわけそのさらなる基礎にあるものについても敷衍しておく必要がある。

すなわち、今日起きている会計諸問題を、とくに1980年代の後半からのいわゆる証券市場の「機関化」現象→株式会社制度のあり方への影響（支配構造への影響）→開示および会計計算への影響、という一連の関連から説くということ、もう少し概念的レベルで言えば、「所有と経営の分離」（Berle & Means [1932]）から「経営者資本主義」（Marris [1964]）を経て、今日の「投資家資本主義」（Useem [1996]）への発展過程を基礎にして、今日の計算と開示の会計問題を歴史的・経済学的に考察するということである。IASBやFASBの英米（アングロサクソン）を中心にした会計基準のあり方も、単に会計基準の国際化、調和化、統一化といったレベルに止まらず、そうした資本主義経済の具体的な発展過程の一環のなかで捉えたいうえで、今日的会計現象（開示と計算の今日的あり方）を解明する必要がある。

最近出版された渡部 [2003] はアングロサクソン・モデル（とりわけアメリカ）を株主資本主義として捉え、その特質を「貨幣」（疑似貨幣としての株式）、「法律」（コモンロー）、「言語」（英語）の3つの視点から論じているが⁽⁴²⁾、そのいずれもが今日の会計基準の国際的統一化現象、およびそれにある種翻弄されているかにみえるわが国の会計（実務界および学界）を見る1つの視点になる。

先の企業価値（株主価値）志向の基礎には、実はこの疑似貨幣としての株式（エンティティの概念）があるし、また「アングロサクソン・モデルは、時代時代によって変遷を続けてきたが、肝心な点はアングロサクソン・モデルが、時代時代によって変化するデファクトスタンダードだということである。英語、ドル本位制、時価会計制度などは、こうしたデファクトスタンダードの典型例であり、英米系多国籍企業の躍進とともにグローバル経済のなかで浸透した」（80頁）というように、とりわけコモンローにかかわる「デファクトスタンダード（事実上の標準）」という視点が重要に思える⁽⁴³⁾。図式化すれば、「投資銀行および機関投資家→アングロサクソン・モデルの伝播→デファクトスタンダードの国

「実際の浸透→IAS（IFRS）などの会計基準の国際化」という構図である⁽⁴⁴⁾。こうした英米基準の基礎にあるもの（アングロサクソン・モデルの本質）、とりわけその生成変遷の理解なくして、今日起きている会計諸問題のよってたつところはなかなか見えてこないといえる。

さらにいえば、こうした株主（投資家）資本主義が資本主義経済の1つのあり方—“アングロサクソン流金融資本主義”—にすぎず、したがってその生成変遷の一過程（1つの局面）であることをふまえたうえで、今日的会計現象を捉える視点（史的・総体的相対化）が重要になる⁽⁴⁵⁾。ここに、英米（アングロサクソン）を中心にしたプロフェッションの会計に流されないアカデミズムの1つのあり方（存在意義）がある。

いずれにせよ、企業会計の今日の変容も、そうした歴史の文脈のなかで、すなわち経済の発展過程とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として捉えていくことで、その本質的な理解が得られるといえる⁽⁴⁶⁾。

（4）「開示」と「計算」そして「記録」

変容のかたちということでもう1つ、すなわち「開示」と「計算」そして「記録」についても若干触れておこう。

すなわち、本稿の冒頭では「開示」と「計算」の今日的関係に触れたが、その観点からすれば今日の「時価会計」が台頭するまでの企業会計は、基本的には原価主義会計を基軸にした会計計算の枠組みを堅持してきたといえる。そこでは、なによりも収支を基礎にした投下資金回収剰余計算としての期間損益計算が重視され、その意味で「開示」問題よりも、まず「計算」問題が中心であったといえる。むろん、そこでの計算枠組みも制度中立ではありえず、何らかの会計目的（制度的要請）に規定されていたことも指摘しておかねばならないが⁽⁴⁷⁾。

そうした計算と開示の観点からみれば、冒頭でも述べたように、今日の企業会計は「開示」志向（偏重）の姿勢をいっそう強め、「計算」はむしろその背

後に押しやられている感がある。先に計算系Ⅱが必ずしも純然たる利益計算の枠組みとはいえない面をもつと述べたが、そこでの利益計算とはいえば、必ずしも「はじめに利益計算ありき」ではなく、B/Sの実態開示志向に伴う形で（結果的・派生的に）でてきているともいえる。言い換えれば、今日の時価会計にみられる実態リスク開示会計は、必ずしもはじめから利益計算の再構成論として登場してきたわけではないということである（次節でもさらに触れる）。図式化すれば、

①投資決定からの要請（特に機関投資家の意向）→②財務の透明性をB/Sに求める（B/Sのリアリティの回復）→③実態リスク開示志向の会計→④B/S開示にともなうP/L問題→⑤P/L（適正な期間損益計算）の信頼性への影響

となり、しかも、⑤でのP/Lは、さらに

⑤期間損益計算での当期業績主義利益から包括主義利益→⑥性格を異にする“第2の”包括主義→⑦そこでの純利益すら消滅→⑧「包括利益」なるあらたな利益概念

といった方向で、その変容が進んできているといえる。ここで、⑥での“第2の包括主義”がいわゆる資産・負債観とも結びついており、⑤の段階での包括主義とは質的に異なるあらたな包括主義であることを指摘しておこう⁽⁴⁸⁾。

この変遷過程を、さらに「記録」に焦点を当ててみれば、まず伝統的な歴史的原価を基軸にした記録・計算志向の会計にあっては計算と記録がいわば一体となっていたが——「記録なくして計算なし」の会計——、今日的な情報開示志向の会計を契機にそれらは分離され、記録は後退傾向となる——「記録なくて情報あり」の会計——。そこに簿記が前提にされても、そこでは（期中取引仕訳なしの）毎期末決算仕訳だけとなり、その行き着く先は複式簿記不要

の情報会計となろう。時価評価損益という利益計算も毎期決算仕訳だけから出てくる利益であり、いってみれば時点時点の情報開示が“利益”を生んでいるわけである（例えば「その他の包括利益」なる利益の1側面）。その観点からすれば、本来の利益と必ずしもそうでない“利益”とが、B/Sのall inclusiveのもと、包括されているのが包括利益なる利益概念といえる。

しかし、ここにきていわゆる「会計不信」を1つの契機にふたたび記録の重要性が認識される。図式化すれば、

①計算と記録が一体 → ②開示重視 → ③記録の後退
→ ④会計不信 → ⑤記録の再認識

となる。そこでの「記録」は内部統制システムという今日的意味合いをもっているが⁽⁴⁹⁾、いずれにせよディスクロージャー偏重のなか記録が軽視されがちな今日の会計にあって、会計のいわば「原点」ともいべき記録の重要性を強調しておこう。

8 企業会計の今日の変容—対象・方法・方向—

今日の企業会計には、その方法にもまた対象にも異種なるものの併存、すなわち異なる系の併存と交錯という今日の変容の1つの特徴がみられる。本節では、この今日の変容の「かたち」と「方向」を明らかにする。

(1) 2つの計算系—方法—

冒頭でも述べたように、今日の企業会計の全体的計算枠組みは相異なる2つの計算系の併存と交錯という特徴をもつ。その2つの計算系の特徴比較をいくつかの2項対立軸をもって示せば、例えば図表12のようになる⁽⁵⁰⁾。

図表 12 2つの計算系—そのモデル比較—

特徴 枠組	①ストック／フ ローの関係	②計算の基点	③会計枠組 みの思考	④将来取支 の確定性	⑤資産・負 債評価	⑥簿価決定 のあり方	⑦利益決定 のあり方
系 I	フロー志向 (フロー→ストック)	当初認識時	配分 (配分の修正)	確定的	原価・ 償却原価	連続・ フロー配分型	フローの 配分計算
系 II	ストック志向 (ストック→フロー)	特定時点	価値評価 (直接的再測定)	不確定	時価 (公正価値)	非連続・ ストック評価型	ストックの 価値評価差額

ここでいくつかの重要な点を指摘すれば（以下の丸付数字は図表 12 参照），第 1 に①系 II がストック志向であることは計算目的が必ずしも利益計算であるよりも，まずは実態・リスクの開示会計（財務透明性）を志向しているところからきているように思える。ただ，それを貸借対照表本体で行うと利益計算とかわってくる。そのさい，リスク開示あるいはリスク管理という目的にとってはリスクをもっともよく反映する測定属性（例えば市場価格）が選択されるわけで，それを貸借対照表本体で行うと，その属性に規定された（原価・実現の枠組みとは性質を異にする）あらたな利益計算の問題が生じてくるのである。

第 2 に，今日の企業会計における系 II の“浸透”は，その利益計算とのかかわりにおいて，たとえば純資産の期間差額として計算される「包括利益」なる利益概念を生み，とりわけストック／フロー関係において問題を複雑にしている。包括利益および（その報告様式である）包括利益計算書は，いわばフロー計算志向の系 I とストック計算志向の系 II との“交錯”と“調整”の場になっているのである。

第 3 に，②計算基点の相違が重要であり，この相違（当初認識時 vs. 特定時点）は，③会計枠組み思考の相違（フロー配分思考 vs. ストック価値評価思考）や⑤資産・負債の評価のあり方の相違（原価 vs. 時価）あるいは⑥簿価決定のあり方の相違（連続・フロー配分型 vs. 非連続・ストック評価型）と密接に繋がっている。端的に言えば，当初認識時から分離切断された特定時点の情報や仮定に基づく再測定というのが，時価会計での会計測定の重要な特徴なのである⁽⁵¹⁾。また，配分と資産評価のつながりは，必ずしも歴史的な原価と直結するわけではなく，配分と時価のつながりもありうる（例えば取替原価による減価償却—系 I）。

したがって，より基本的な点は資産評価での原価か時価かではなく，計算の

基礎が当初認識時にあるか、それともそこから分離切断されているか（そこにはしたがって事前の配分ルールはない）、という相違にある。後述するように、仮に減価償却が特定時点間の現在価値の差額として計算されるなら（経済的減価償却）、それは系Ⅱに属する（現行とはまったく性質の異なる）減価償却といえる。減価償却が会計配分の象徴的存在であるだけに、それがこうした配分ではなく価値評価の差額として計算されるなら、系Ⅱが企業会計の全局面に浸透することになるだろう。いずれにせよ、減価償却における系Ⅰと系Ⅱを対比すると、系Ⅱの特徴がいつそう理解されるだろう（補遺2参照）。

第4に、④将来キャッシュフローが何らかのかたちで確定しているか、それとも不確定か（確率変数）、この相違も重要である。確定しているからこそ、事前の配分ルールによる会計配分がなされるわけで、不確実なキャッシュフローを事前に何らかの配分ルールでもって配分することはできないのである。それも「配分」というのであれば、それは“結果的配分”にすぎない。

第5は、第4の相違を割引計算式の分子側における相違といえば、分母側すなわち割引率が当初のままか（固定的）、それとも各測定時点で異なるか（変動的）、という相違である。時価会計での測定がその時点で現在の価値をあらわすかぎり、当初の割引率ではなく特定時点での財務リスクないし財務実態を反映する割引率が用いられるのである。ちなみに、会計配分においても分子側の将来キャッシュフローの見積修正はありうるが（例えば減損会計）、分母側の割引率は依然として固定される。それは、あくまで第4の点での会計配分の修正という位置づけにとどまる。その意味で、分母側の割引率の扱い（当初のままか、測定時点で変わりうるか）が、重要なメルクマールになるといえる⁽⁵²⁾。

（2）「実物経済の会計」と「金融・証券経済の会計」—対象—

今日の企業会計のあり方を考えるさい1つの重要な視点は、「実物経済の会計」（現実資本の会計）と「金融・証券経済の会計」（貸付・擬制資本の会計）との区別という視点である。すなわち、今日の時価会計、とりわけ金融商品の時価会計の登場は、伝統的な原価主義会計がその補捉対象としていた実物経済（財・

サービスの生産・販売活動)ではなく、金融経済(金融・証券の経済活動)がその対象になっている。それゆえに金融商品の時価会計を実物経済の会計枠組みの拡大・延長上(拡張の論理)ではなく、それとは何らかの別枠のもとで再構成するという視点(区別の論理)が重要になる⁽⁵³⁾。

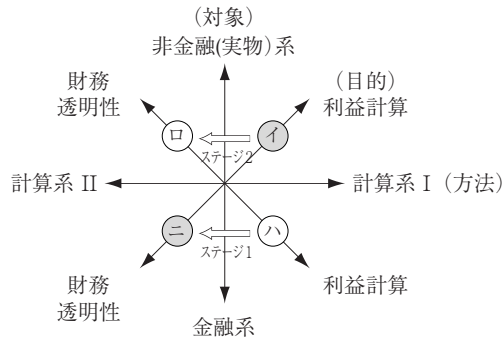
この別枠論は記録・計算の「対象」、すなわち経済活動の本来的区分(実物経済の会計 vs. 金融・証券経済の会計)を基礎におくものであるのに対し、先の図表 12 は記録・計算の「方法」(計算系 I vs. 計算系 II)にかかわる枠組比較であるといえる。したがって、今日の企業会計の全体像は、この「対象」と「方法」のそれぞれの相異なる枠組みという視点から、とりわけモデル論としてはその組合せ可能性(4つのカテゴリー)として考察できる⁽⁵⁴⁾(図表 13 参照)。

図表 13 企業会計のハイブリッド構造
—対象・方法・方向—

対象 \ 方法	計算系 I	計算系 II
I 実物経済系 (非金融資産・負債)	㊦	㊧
II 金融・証券経済系 (金融資産・負債)	㊨	㊩

そして、その「対象-方法」の組合せにあっては、「実物経済の会計(非金融資産・負債) - 計算系 I」と「金融・証券経済の会計(金融資産・負債) - 計算系 II」という組合せがその基本として考えられそうだが(図表 13 の㊦と㊩)、本稿で取り上げた年金会計のケースにも見られるように、現実の企業会計は必ずしもその基本モデルで説明できるほど単純でもない。現実の企業会計のハイブリッド構造を分析するさい、このことがさらなる検討課題の1つとなるが、個々の会計ルール的位置をこの対象と方法、さらには次に述べる会計目的の各座標軸のなかにプロットすることで、今日の企業会計のハイブリッドな現実の姿が映し出されるであろう(図表 14)。

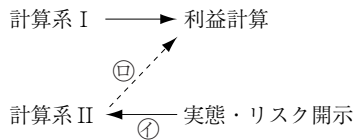
図表14 ハイブリッド構造の3つの座標軸



(3) 利益計算か実態・リスク開示か

さらにやっかいなのは、計算系 I が純然たる利益計算の枠組みであるのに対し、計算系 II が必ずしも純然たる利益計算の枠組みとはいえない面をもつという点である。すなわち、年金資産のところでもでてきたように、今日の企業会計にあっては財務透明性の向上とか、B/Sのリアリティの回復といったように、財務実態や財務リスクの「情報開示」志向の性格を強めており、それが実は計算系 II と密接にかかわっている（図表15）。したがって、ここに異なる2つの計算系を単に「利益計算」の枠組みとしてだけでは論じられないという、さらにやっかいな問題を指摘しなければならない⁽⁵⁵⁾。

図表15 利益計算か実態・リスク開示か（その1）



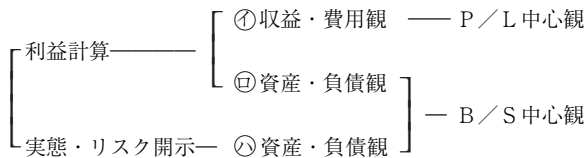
より具体的にいえば、今日の時価会計には利益の計算よりも、他方で、投資家のための実態・リスク開示（財務の透明性）という側面がある。「実態・リス

クの開示→リスクをとまなう資産・負債の測定属性の選択」という規定関係からリスク開示（あるいはリスク管理）目的にとっては財務実態や財務リスクをもっともよく反映する測定属性（たとえば市場価格）が選択されるわけで、それを貸借対照表本体でおこなうとその測定属性に規定された、原価・実現の枠組みとは性質を異にするあらたな利益計算の問題が生じてくるわけである（図表15の㊸から㊹への矢印）。

そこでは原価主義会計がその基礎にしていた「支出」およびその何らかの配分という拘束を受けることはない。その時点での財務的実態をもっとも明らかにする測定属性が選択されるだけである。先に「(期中)記録なくて(時点)情報あり」の会計ということ述べたが、ここに「実態・リスク情報開示→利益計算」への素朴な疑問—時点時点の情報開示が“利益”を生むか？—がでてくる。

仮に、はじめから利益計算の問題であるなら（図表15の㊹が実線となる）、何らかのかたちで資本・利益計算の再構成ないしは新たな枠組論が展開されねばならないだろう（図表15の計算系Ⅰと計算系Ⅱ㊹との再構成問題）。例えば、そこでは維持資本の議論がなされうるだろうか、なされうるならそれは何であるか、それはこれまでの名目資本維持との関係はいかなるものであるか、などといった問いが理論的課題になるだろう⁽⁵⁶⁾。さらに、このことともかかわって、いわゆる収益・費用観に対する資産・負債観が利益計算の枠内（利益計算の別の見方）にとどまらず、むしろ実態・リスク開示志向の会計に強く結びついていくことにも十分注意すべきであろう（図表16）⁽⁵⁷⁾。

図表16 利益計算か実態・リスク開示か（その2）



（４） 変容の２つのステージ—方向—

さらに、現実の企業会計にあってはその変容・変質の方向が図表 13 および図表 14 の矢印で示す 2 つの方向に進んでいるという点も指摘しておかねばならない。

例えば、㊶ から ㊷ への変容方向は（変容のステージ 1）、典型的には一時所有の有価証券——それはこれまで棚卸資産と同様に原価配分（計算系Ⅰの枠組み）の対象であった⁽⁵⁸⁾——があらたな金融商品会計のもとで時価会計の対象になったわけである⁽⁵⁹⁾。そのことは、有価証券が実物商品ではなく金融商品であることから、両者の何らかの区別の論理によって一定の合理的説明が可能であろうが、問題は㊶ から ㊸ への変容方向（変容のステージ 2）、すなわち非金融資産・負債が計算系Ⅱのもとで捕捉されるという変容方向である。例えば本稿で取り上げた年金債務は非金融負債とみられるが、それが時価評価（公正価値）アプローチの見地にたてば、まさに㊶ から ㊸ へのステージ 2 の変容ということになる。

しかし、より端的には、事業用固定資産の減価償却を取り上げてみればわかりやすいだろう。すなわち、仮にそれが計算系Ⅱのもとで捕捉されるようになると、つまり減価償却が特定時点間の現在価値の差額——配分ではなく価値評価の差額——として捉えられるなら（それは現行とはまったく性質の異なる減価償却であるが）、それが会計配分の象徴的存在であるだけに（㊶ の典型例）、企業会計の全体は価値評価思考に根ざす会計ルールで覆われることになるだろう。その意味で、仮に計算系Ⅱが全局面に浸透していくとしたら、それは現実的であるようには思われないが、この減価償却の局面が計算系Ⅰのいわば“最後の砦”（クリティカルな局面）ということができるだろう⁽⁶⁰⁾（詳しくは補遺 2 参照）。

9 変容の基礎・構造・形態

先に述べたように（第 5 節）、業績報告に関する I A S B のある種の混迷が、基礎概念（特に資本・利益概念）や全体的な計算構造（理論的土台）に立って論議

されていないこと、それが理論的土台よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという有用性偏重およびそこから出てくる開示偏重に起因すること、したがってそこに個々の会計ルールを律する理論的基礎（概念や枠組み）の検討の重要性があること、をそれぞれ指摘した。このことは、そのもっとも重要な利益概念である「包括利益」が——そこでは「再測定前」と「再測定」とが comprehensive されていた——、利益概念としてその計算構造論的論拠をどこまでもちうるかという問題にも象徴されている。

この有用性偏重の会計のあり方は、利益概念の問題はむしろのこと、個別の会計ルールについてもいえる。その1つの例をあげれば、「企業結合会計」におけるパッチェス法への一元化、とりわけのれんの非償却および減損方式への変更がいかなる理論的検討のもとでなされたのか、という点にも見出せる。ここでは何らかの内生的な概念あるいは基本枠組みから出てきたというよりも、「情報価値が高い」といった外生的理由づけに象徴されるように、投資家の将来予測に資するという観点（企業価値の評価）からでてきている⁽⁶¹⁾。

したがって、そうした重要な会計ルールの変更が、企業会計の基本的枠組みあるいは他の関連しうる会計諸ルールとどこまで整合的かといった理論的検討（とりわけ損益計算の基本枠組み）に耐えうるものかどうかわめて疑問である。それは、そうした理論的検討とはまた別の要請からでてきているように思われる⁽⁶²⁾。

こうした損益計算の基本枠組みとの整合性の観点と、財務実態や財務リスクの開示（財務透明性の向上）、あるいは「転ばぬ先の杖」としての会計（いならば「予防会計」）⁽⁶³⁾、さらには企業価値の評価といった観点は、あきらかに異なる要請である。今日の企業会計はこうした会計に求められるものそれ自体がハイブリッドな様相を呈しており、そのことがまた先にみた企業会計のハイブリッドな構造を生み出している。①変容の基礎にあるもの⇒②変容の構造⇒③変容の形態、という視点から図式化すれば、次のように示される。

図表17 変容の基礎・構造・形態

- ①変容の基礎：①社会経済的基礎の変容→②会計に求めるものの変容
↓
→③会計思考の変遷と交錯（図表11）
- ②変容の構造：④会計の対象と方法のハイブリッド構造（図表13）
↓
- ③変容の形態：⑤ハイブリッドの現実の姿（図表14），年金会計のケース（図表9）

こうした今日の企業会計には、会計の目的にも、会計の計算と開示にも、さらにはそれらの基礎にある会計思考・会計観にも、それぞれ異種なるものが併存し交錯している現実の姿がみえる。今日の企業会計をある種の“純血論”風に再構成する試みは、むしろ重要であろうが⁽⁶⁴⁾、今日の企業会計はそうした純血理論を拒むほどの様相を呈しているというのも、また一方で現実であるように思える。

その“異種交配”の現実在即して1つの説明理論を展開するというのが本稿の基本視点にほかならず、そのことを原価主義会計でもまた純然たる時価会計でもなさそうな年金会計のケースを取り上げて検証したわけである。そのことは、実は、③変容の形態からさかのぼって、②変容の構造、さらには①変容の基礎へと考察をすすめることであったわけである。

10 結びにかえて—アカデミズムのあり方—

今日の企業会計の全体を何か純粋な概念や統一的な会計観でもって描いて見せようとしても、それがけっして容易でないことがわかる。その全体的性格は会計の対象と方法の双方に異種併存性、すなわち「異なる系の併存と交錯の構造」（ハイブリッド構造）が指摘され、しかもそれが「計算」のみならず「開示」志向の会計とあいまって問題を複雑にしている。つまり、今日の企業会計が最初から利益計算の再構成として登場してきているならまだしも、すでに述べたように、財務透明性の向上とか貸借対照表のリアリティの回復といった、必ずしも利益計算とは直結しない、それとは異なる別の要請が働いている点に十分

注意する必要がある。

本稿で取り上げた退職給付会計（年金会計）も、そうした今日の企業会計の異種併存性という全体的性格のもとで考察した。とりわけ、年金会計は1つの会計基準のなかで異種併存性がみられる。その意味で、今日の企業会計の全体的性格として二重の意味での異種併存性、すなわち1つは個々の会計ルールがそれぞれ異なる系に属するという意味での異種併存性、もう1つは年金会計のケースのように1つの会計ルールのなかでの異種併存性、が指摘される⁽⁶⁵⁾。本稿では、そのことを理論的・実証的に明らかにしたわけである。

ところで、今日の多くの会計問題の出所をたどっていけば、その1つに資産負債観の台頭というところに行き当たるだろう。そのことは、例えば最近のあらたな収益認識に資産負債観が登場してきていることにも現れている。このことは、収益認識が利益計算のメルクマールであるだけに、伝統的な利益計算（フローの配分計算）への今日的資産・負債観（ストックの価値評価）のあらたな“浸食”現象とみることもできる⁽⁶⁶⁾。

したがって、今日の企業会計のあり方を考えるさい、この2つの見地の関係がどうなっているかを理論的に検討する必要がある。伝統的な収益費用観と今日的な資産負債観のかかわり方は、必ずしも理論的に解明されているわけではないのである。そのさい、かつてわが国でなされた勘定理論的研究ないし計算構造論的研究が1つの分析視点になりうるだろう⁽⁶⁷⁾。なぜなら、そこでは貸借対照表と損益計算書の計算構造を中心にした理論的蓄積があるからである。ここに今日の英米の会計学とは異なるわが国固有の古典的会計理論のいわば現代的接点があるといえる⁽⁶⁸⁾。

最後に、本稿のさらなる基礎にある視点についても触れておく必要がある。それは、今日の企業会計のある種の混迷——その1つが本稿での基本視点であった「異なる系の併存および交錯」としての今日の企業会計のあり方——に対し、(本来の)会計アカデミズムはいかなるスタンスをもちうるか、そして理論はいかなる役割貢献をもちうるか、というある意味で切実な問題意識である。そうした問題意識がなければ、プロフェッションの会計に埋没し、その進むべ

き道を見失うおそれがあるからである。

以下、①ピースミルな会計技術から堅固な理論的土台へ、②アカデミズムとプロフェッション、③歴史の文脈で、④アカデミズのあり方と理論の復権、という4つの点について若干述べておきたい。

第1は、堅固な理論的土台をどのように構築できるかということであるが、例えば業績報告に関するIASB案が（ある種の混迷）、どこまで基礎概念（特に資本・利益概念）や全体的な計算構造（理論的土台）に立って論議されているか疑問であることを指摘した。それが、理論的土台よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという「有用性偏重」およびそこから出てくる「開示偏重」に起因し、さらにはすべて市場に委ねる「市場偏重」（市場原理主義）から出てきている（市場→投資家→有用性→開示）。このいわば“3つの偏重”の今日的な企業会計のあり方は、アドホックでピースミルな会計ルールや会計技術のあり方（木を見て森を見ない）とけっして無縁でない。ここに、堅固な理論的土台に立つ会計ルールへのあらたな理論の役割が期待される。

昨今議論されるIASBへの対応についても、外交的・戦略論的な議論にもみられるある種の政治的意味合いも重要でないとはいわないが、少なくとも会計アカデミズムの立場にたてば、いかなる理論的土台から個々の新会計ルールが導かれているか、とりわけ英米会計がよって立つ土台が何でありそれを相対化するといった、政治的闘争ではなく理論的闘争の方に力を注ぐべきである⁽⁶⁹⁾。

第2に、アカデミズムとプロフェッションということであるが、IASBやFASBの会計は、いわばプロフェッショナル性を支える会計という性格を帯びている。理論とは本来、単なる法的論拠づけでもなければ、会計士のプロフェッションを権威づけるものでもない、より純然たる存在であろう⁽⁷⁰⁾。逆に言って、そうでなければ時々の（職業団体、法律、政治、行政の）制度的要請を受けたきわめて制度性を帯びたものになってしまい、会計理論に論理的一貫性とか全体的整合性といったものを見いだすことはきわめて困難になってしまうだろう。そうなる、それは本来の理論とはかけ離れたものになってしまう。その点でもアカデミズムとプロフェッションの区別という点は重要であり、こ

ここにプロフェッショナルな会計に埋没しない、それを相対化、客体化できるアカデミズムの本来的あり方（存在意義）が問われる⁽⁷¹⁾。

第3は、歴史の文脈のなかでということであるが、プロフェッショナルな会計を相対化、客体化できるアカデミズムのあり方の1つは、歴史の文脈で今日的会計問題を洞察し見透すということである。変容の基礎でもみたように、IASBやFASBの英米（アングロサクソン）を中軸にした会計基準のグローバル化現象も、単に会計基準・会計技術の国際化、統一化といったレベルに止まらず、資本主義経済の具体的な発展過程の一環のなかで捉えたうえで、今日的会計現象を解明する必要がある。そうした歴史の文脈のなかで、すなわち経済の発展過程、とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として、企業会計の今日的変容を捉えていくことがその本質的理解につながるといえる。

第4は、アカデミズムのあり方と理論の復権についてであるが、アカデミズムの本来的あり方は、繰り返していえば、プロフェッションとの区別の視点にたつて、プロフェッショナルな会計を相対化、客体化するということである。この視点がなければ、プロフェッショナル会計に埋没してしまい、その進むべき道を見誤りかねない。わが国のアカデミズムにその傾向がないといえないのは、たとえば古典がほとんど顧みられないこと、論争がかつてほど見られなくなったこと、アカデミズムとプロフェッションの混然化、そして英米会計偏重の研究スタイル、といった点にも現れている⁽⁷²⁾。

本稿で試みた特定の視点と方法による（異種併存の現実に即した）説明理論を理論の1つのあり方（theory as it is）といえば、さらにそれに基づいて企業会計のあり方についてある種の方向性ないしパースペクティブを与えることもまた1つの理論のあり方（theory as it should be）かと思われる。そこに、先にあげた堅固な理論的土台の構築および史的考察の重要性があるといえる。そして、その方向性とパースペクティブは何らかの概念、それも共時態（スタティック）のみならず通時態（ダイナミック）的な総体的・発展的概念によって支えられるという点が重要であろう。今日、会計が政治化するのも、そうした概念

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

に裏付けられた理論的権威が欠如していること，そして英米プロフェッションに依存し偏重した会計のあり方にも起因している⁽⁷³⁾。

本稿は，以上のアカデミズムのあり方を十分意識したものであり，取り上げた年金会計はそのための1つの素材にすぎない。このことを強調して本稿を終えたい。

補遺 1 一般化

n 年後 (数値例では $n = 10$) に支払う退職給付額を K (同じく, $K = 1,000$ 万円), 第 t 期の年金債務および年金費用をそれぞれ PL_t , PC_t とすれば, 第 $(t + 1)$ 期の年金費用は, 「価値評価アプローチ」(ストック志向) の見地からは

$$PC_{t+1} = PL_{t+1} - PL_t = \left\{ K \frac{(t+1)}{n} \right\} \frac{1}{(1+r)^{n-t-1}} - \left(K \frac{t}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t}} \quad \dots(1)$$

となる。その右辺第 1 項は

$$\begin{aligned} (1) \text{ 式の右辺第 1 項} &= \left(K \frac{t}{n} + K \frac{1}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t-1}} \\ &= \left(K \frac{t}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t-1}} + \left(K \frac{1}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t-1}} \quad \dots(2) \end{aligned}$$

となり, その第 2 項 (矢印の部分) は退職給付の当期発生額 K/n (数値例では 1,000 万円/10 年) の割引現在価値, すなわち第 $(t + 1)$ 期の勤務費用にほかならない。また, その第 1 項は

$$\begin{aligned} (2) \text{ 式の第 1 項} &= \left(K \frac{t}{n} \right) \frac{(1+r)}{(1+r)^{n-t}} = \left(K \frac{t}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t}} \\ &+ \left(K \frac{t}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t}} \times r \quad \dots(3) \end{aligned}$$

となり, その第 1 項は (1) 式の第 2 項に等しく, また第 2 項 (矢印の部分) は第 t 期末の年金債務 PL_t に利率をかけたものであるので, 第 $(t + 1)$ 期の利息費用にほかならない。

ゆえに, (1) 式は, (2), (3) 式より, 次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{年金費用} &= PC_{t+1} = \left(K \frac{1}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t-1}} + \left(K \frac{t}{n} \right) \frac{1}{(1+r)^{n-t}} \times r \\ &= \text{勤務費用} + \text{利子費用} \quad \dots(4) \end{aligned}$$

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

(4) 式の右辺は「配分計算アプローチ」（フロー志向）での計算式にほかならない。したがって、時価評価アプローチでの年金費用＝配分計算アプローチでの年金費用、となる。

補遺2 年金費用と減価償却—配分計算 vs. 価値評価—

一見異なる会計ルール間になんらかの共通性あるいは同形性を見つけることは、たんにその会計ルールの理解にとって有効であるだけでなく、会計ルールの妥当性の判断すなわち会計ルール間の整合性ひいては計算枠組みの理解にとって重要である。ここに異なる会計ルール間に計算構造の共通性を見出すことの意味がある。第2節で議論したリース会計での配分計算との共通性はその1つの事例である。

本補遺では、さらに事業用固定資産の費用配分である減価償却とのかかわりを、特に「配分計算 vs. 価値評価」の観点から取り上げてみたい。すなわち、第7節では「配分」からあらたな「評価」への今日的逆転換について言及したが、この2つの会計思考に即して減価償却と年金費用にどのような形の共通性が見出せるかを検討し、もって年金費用の捉え方およびその変容のいっそうの理解に役立てたい。

(1) 配分計算の観点

事業用固定資産も年金債務も、ともにそれぞれ事業用に固定された資産であり負債である。そして、キャッシュフロー（支出）の配分という観点からは、減価償却が（確定した）過去キャッシュフローの期間配分（繰延配分）であるのに対し、年金費用は（未確定の）将来キャッシュフローの期間配分（見越配分）であるといえる。さらに、費用と資産・負債の関係は、前者すなわち減価償却と資産簿価の関係では、過去支出であるがゆえに、配分（費用）と未配分（資産）——繰延配分としての資産——の関係であり、後者すなわち年金費用と年金債務の関係では、将来支出であるがゆえに、配分（費用）とその累積（負債）——見越ないし引当配分としての負債——の関係となる（図表18の㉑と㉒の対応を参照）。

いずれにしても、ここにキャッシュフロー（収支）、その発生主義／配分に

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

基づく収益・費用（以上の2つがフロー）、そして資産・負債（ストック）の相互規定関係がある。すなわち、会計利益の決定メカニズムあるいは会計的利益の計算構造は、少なくともこれまでの計算構造は、一言でいえば収支に基礎づけられた期間損益計算であり、それは煎じ詰めれば、①キャッシュフロー（Cash flows）、②発生主義（Accrual）、③配分（Allocation）の3つに還元される（3つの頭文字をとって、利益計算のC-A-Aモデル）。

利益も資産・負債も何らかのルールでもって、とりわけこの3つの決定要素から「決定されるもの」であるが、キャッシュフローは「決定されるもの」ではなく「事実そのもの」であるといえる⁽⁷⁴⁾。

図表 18 年金費用と減価償却－配分と評価－

長期負債・資産 配分と評価	配分計算		価値評価
	年金費用 (事業用固定負債)	㉠ 引当配分	㉡ P V 計算 (配分計算説)
減価償却 (事業用固定資産)	㉣ 規則償却	㉤ 利息法 (利率固定)	㉥ P V の期間差額 (利率変動)

ところで、第2節では年金費用とのかかわりで、リース会計でのP V計算すなわち「利息法」による配分計算を取り上げた。実は、減価償却にも利息法に相当する償却方法が考えられる。いわゆる「償却基金法」（減価基金法）あるいは「年金法」とよばれる減価償却がそれである⁽⁷⁵⁾。後者の年金法は名目投下資本（取得原価＝名目資本）のみならずその利子分も回収計算に組み込む財務的な償却方法といえる⁽⁷⁶⁾。そして、この事業用固定資産での利息法的減価償却と年金債務での年金費用とにある種のアナロジーを見ることが可能である（図表18の㉡と㉤）。ただ、リース会計での配分計算との同形性でも述べたように、事業用固定資産も年金債務とともに金融資産・負債とは考えにくい⁽⁷⁷⁾。したがって、例えば年金法が利子を原価に算入することになるので一般には認められないように——利息法の全面適用説の1つの問題点——、利息法としての年金費用の理解にあっては、そこでの利息費用の捉え方が1つの焦点となったわ

けである。

ちなみに、利息法の全面適用説に触れておくと、その根拠は経営者の合理的期待（最低限の投資収益期待）にある。問題は、そうした合理的期待が会計計算の対象になりうるか、とりわけ「伝統的な減価償却や償却の手続は、企業の投資に対する収益に関する合理的期待を考慮せずに、たんに投資の回収のみを測定していることになる」（傍点は引用者）というとき⁽⁷⁸⁾、そもそも会計の目的がそうした合理的期待計算を措定するものかという点にある。ここに、会計目的とのかねあいで、先に年金法を財務的な償却方法と述べたように、「会計と財務の交錯」という古くてまた新しい今日の問題がある⁽⁷⁹⁾。

(2) 価値評価の観点

さらに、減価償却を価値評価の観点——ここでは減価償却という用語がもはや妥当しないかもしれないが——から捉えてみよう。すなわち、期末時点でP・V（ないし時価）を再計算し、期首時点でのP・Vとの差額として減価償却を捉えるということである。利息法では利率が固定されていたが、ここでは特定時点での価値評価を行うので、その時点での利率が用いられる。したがって、ここでは配分計算を志向したのではなく、あくまでまずは価値評価を志向したものであり、したがって、そこでのフローはといえば、あくまでストックの価値評価額差額となる⁽⁸⁰⁾。いわゆる経済的減価償却もそうしたストック価値の差額計算としての減価償却であるといえる⁽⁸¹⁾。

この減価償却の捉え方は、本文の第2節で述べた年金債務の「公正価値アプローチ」の捉え方と共通する。ところで、減価償却に関する現行実務では③P・Vの期間差額はいうにおよばず、先の⑥利息法的な減価償却も基本的に行われていない。にもかかわらず、年金債務を（事業に拘束された）非金融固定負債とみたとき、それら減価償却の⑥と③の方法にそれぞれ対応する④ないし①が行われることになった（図表18参照）。

先にみたように、これまでの退職給付引当金としての配分方法は、減価償却での②規則償却（定額・定率法など）と同じ配分の枠組みであるが、それが今日、

㊦ ないし ㊧ へと変更されたわけである。事業用固定資産も年金債務も、それぞれ事業用に固定された資産であり負債であるという意味で両者は共通の性格をもつ。にもかかわらず、年金債務にだけ、なぜ ㊦ から ㊦ の配分計算あるいは ㊧ の価値評価へという変容がなされたのか。これが問題であったわけである。

仮に、この年金会計の ㊦ から ㊦ ないし ㊧ への変容と整合する固定資産会計の形を求めるなら、減価償却にも a から b ないし c への同様の変容が求められるはずである。先に述べたように、仮に減価償却が c PV の期間差額として捉えられるようになるなら、減価償却が配分計算の象徴的存在であるだけに、企業会計の全体はもはや異種併存の形ではなく価値評価思考に根ざす会計ルールで覆われることになるだろう。その意味で、減価償却のあり方いかんが、配分計算から価値評価への変容の“最後の砦”（クリティカルな局面）になるといえよう。

補遺3 要 約

本稿での論点を、1) 年金会計の計算構造、2) 変容の基礎とかたち、3) 企業会計の今日の変容、4) 変容の基礎・構造・形態、そして5) アカデミズムのあり方、として要約しておきたい。

(1) 年金会計の計算構造

1) 資年金債務と年金費用の関係

①ストックとフローの関係：年金会計では各期末の年金債務が割引現在価値(PV)で計算され、その期間差額として年金費用が計算される。抽象的にいえば、先に債務としてのストック額が計算され、次にフローとしての年金費用がその増加差額(費用=負債の増加額)として計算される：ストック評価→評価差額としてのフロー計算(「価値評価アプローチ」あるいは「公正価値アプローチ」：時価測定説)。となると、そこには「フロー配分計算→ストック評価」といった配分思考ではなく、逆に「ストック評価→(その差額としての)フロー計算」といった今日の時価会計での価値評価思考がみてとれる。

また、他方で、年金債務の差額としてではなく、年金費用そのものの計算を先に取り出してみることもできる。すなわち、年金費用は勤務費用と利息費用の合計であり、前者の勤務費用は(退職時に予想される)退職給付額の当期発生分(1年分)のPVとして計算され、後者の利息費用は期首年金債務×割引率(利子率)として計算される。注意したいのは、この年金費用(フロー)を期首の年金債務(ストック)に加算することで期末の年金債務額(ストック)が計算されるということである：フロー計算→ストック評価(「配分計算アプローチ」：配分計算説)。以上は、**図表2**を参照されたい。

②ストック評価かフロー配分か：「ストック評価→(その差額としての)フロー計算」(ストック志向)か、逆に「フロー配分計算→ストック評価」(フロー志向)かであるが、前者であればいかに評価するかのだけで、問題はさほど複雑でもな

い。しかし、年金債務と年金費用が後者の関係であるとすれば、そのフロー配分の内容が問題となる。端的に言えば、期間配分ということであれば、P V計算を用いずに単純に将来キャッシュフロー金額の引当配分でもいいはずだからである。ここに、フロー志向の見地に立ったとき、P V計算の意味が問われ、そこからさらに利息費用の意味合いが問われることになる。

㊸利息費用の意味合い：そこで、フロー志向ないし配分計算アプローチの見地に立ったとき、例えばリース会計や満期保有目的債券などのケースにおける「利息法」による配分計算と、ここでもP V計算がなされている年金会計のケースになんらかの共通性が見いだせるかを検討した。前者のケース（簿価と簿価変動）に共通してみられるのは、P V計算（現在←将来）とその逆関数（対関係）としての利子配分（現在→将来）であった。このことは、年金費用を構成している利息費用についても、とりあえずは当てはまりそうである（図表3参照）。

しかし、リース会計や満期保有目的債券のケースがいずれもなんらかのかたちで金融財務活動と直接にかかわっており、それゆえに利息法による利子配分が実態的にも意味のあるものであるのに対し、年金会計がいかなるかたちで金融財務活動にかかわるか、この点が年金会計においてそもそもなぜP V計算および（それに伴う）利子配分が用いられるのかが問題となる。年金費用を勤務費用と利子費用に区分することの実態的意味あいを探ることは議論の余地があるといえる。

㊹リース会計との共通性と異質性：年金会計における年金債務と年金費用の関係には、リース会計での利息法の会計計算と同形な構造が見出せる（図表3参照）。すなわち、リース会計では①元本部分（固定資産額）の期間配分（将来支出の見越ないし引当配分）として減価償却が、年金会計では同じく元本部分（年金債務）の期間配分（将来支出の見越ないし引当配分）として勤務費用が、それぞれ損益計算書に計上される。また、②利息部分の期間配分についても同様に、リース会計では支払利息として、年金会計では利息費用として、それぞれ損益計算書に計上される（図表4参照）。しかし、リース会計（ファイナンス・リース契約）には金融財務活動が直接かかわっているが、年金会計にどのような金融

財務活動がかかわっているか、これが問題となる（補遺2参照）。

2) 年金債務の計算仮定の変更

①割引率の変更：年金債務の計算における割引率の変更は年金債務額の修正を引き起こす。この増加額（あるいは減少額）が「数理計算上の差異」となる。問題は、こうした年金債務の再計算が配分計算の「修正」か（フロー志向、配分修正説）、それとも価値評価の「再測定」か（ストック志向、時価測定説）という点である。年金費用をキャッシュフローの配分とみる立場（配分計算アプローチ）にたてば前者の解釈になるし、他方で年金費用を年金債務の価値評価の差額計算とみる立場（価値評価アプローチ）にたてば後者の解釈となる（図表5参照）。ただ、割引率の変更をいくら繰り返したところで、将来キャッシュフローそれ自体に変更はない。

②過去勤務債務：先の割引率の変更と同様、退職金規程の見直しも年金債務（ストック額）の変動要因となる。ただ、違いは将来キャッシュフローそのものが修正されるという点である。問題の1つはこの将来キャッシュフローそれ自体の修正によって、それ以降のPV計算（分子のキャッシュフロー）も修正されるが、その修正を配分の修正とみるか、それとも価値評価アプローチの立場から債務額の再測定とみるかである。もう1つは、以降ではなく以前の問題、つまり再計算による（過年度の）年金債務の増加額（あるいは減少額）をどのように会計処理するか、端的にはその全額をその期の費用として処理するかどうかである。

③遅延認識問題：退職給付会計基準では、「過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理されねばならない」と規定されている。問題は、それらの「遅延認識」（全額が即時認識されない）が認められる根拠である。過去勤務費用については、周知のとおり、従業員の動機付け（勤務意欲に寄与）による将来収益への貢献（将来収益に対応する費用配分）という点があげられるかもしれないが、問題は退職金規定等の改訂にともなう将来キャッシュフローそれ自体の修正を配分計算アプローチの見地から配分の修正とみるか（配分修

正説）、それとも価値評価アプローチの見地から債務額の再測定とみるか（時価測定説）である。先の割引率の変更をその時点での新たな情報に基づく再測定ととらえるなら、ここでも同じく負債の再測定とみるのが整合性ある見方となる。しかし、他方で、ここでも配分思考に基づく配分修正説を明確に否定するだけの論拠があるわけではないし、たとえ時価測定説の見地にたっても、（一種の繰延配分による）遅延認識問題にみられるように、そこでは時価測定が徹底されているわけではない。

3) 年金債務と年金資産

①整合性問題その1：年金資産については、「年金資産の額は期末における公正な評価額により計算する」と規定されている。しかし、年金債務についても、それが公正価値額で計算するとの明確な規定はない。このことは、配分計算アプローチの考え方が依然として否定されない可能性を残している。そこで、年金債務（および年金費用）と年金資産（および評価損益を含む運用損益）のそれぞれの計算枠組みの組み合わせの可能性が検討された。両者をともに時価評価の枠組みとみる見解（図表6のイとロの組合せ）が年金会計の通説的見解かと思われるが、これまでの議論からすれば、年金債務側は配分計算の枠組みであることの可能性は必ずしも否定できない。

さらに、年金会計ではB/S上、年金債務から年金資産を控除した純額が負債（退職給付引当金）として計上され、またP/L上では、勤務費用+利息費用から年金資産の運用収益を控除した純額が年金費用として計上される。このことは、退職給付会計基準という1つの会計基準のなかで、年金債務と年金資産が同じ計算枠組みで行われていることが前提とならねばならないことを意味する。しかし、年金債務と年金費用につき配分計算アプローチの立場が必ずしも排除されないだけに、ここに計算枠組みのねじれ現象（図表6のロとハの組合せ）ともいべき非整合性の問題（異種併存性）がでてくる。

②整合性問題その2：年金資産が時価ないし公正価値で評価されるとなると、配当、利子などの収益のみならず、その評価損益も運用収益を構成することになり、その予測と実績との差額が数理計算上の差異となる。この数理計算上の

差異の会計処理は、平均残存勤務期間内の一定の年数で案分する方法が認められている。問題は、年金資産の時価評価とこの繰延処理との整合性である。(実態開示ではなく)利益計算としての時価会計にあつては、特定資産の時価評価から生じる評価損益は本来損益計算に計上されるべきであり、それを次期以降に繰延償却するという会計処理とは首尾一貫しない。時価評価アプローチの見地に立つ限りは、発生年度に全額損益計上すべきであろう。

㊦整合性問題その3:さらに、もう1つの整合性問題を取り上げた。すなわち、周知のとおり「事業に拘束された」(事業遂行上等の制約のある)有価証券である「その他有価証券」の時価評価差額は損益計算書には計上されず、貸借対照表の持分(資本)に直接計上(直下)される。しかし、年金資産としての有価証券も、退職給付という特定目的のためにだけ投資されている有価証券であるから、同じく事業に拘束されているといえる。前者が損益計算書にはでてこず(純利益計算を構成せず)、後者は先に述べたように利息費用と相殺する形で純利益計算に入ってきている。この相違は、どのような理屈から合理的に説明されるかが問われる。

4) 年金費用と業績報告(IASB案)

①4つのカテゴリー区分:将来の業績報告に関するIASB案(2002年10月、2行2列様式)においては年金費用についても議論されているが、いみじくも年金費用を構成する各項目(①勤務費用、②利息費用、期待運用収益、③過去勤務債務、④数理計算上の差異)が、そこでの2行2列の4つのカテゴリーにそれぞれ配置されている(図表7参照)。したがって、それぞれの配置の理由づけを検討し、そこに価値評価アプローチと配分計算アプローチの異種併存した1つのかたちをみた。それは一言でいえば、異なる計算枠組みのハイブリッド(異種併存)の業績報告の場での1つの現れであるといえる。

①「再測定前利益」と「再測定」の区分の意味合い:その後のIASB案(2002年12月)は、コラム区分の名称が「再測定前利益」と「再測定」に変更されているが、そこには単なる名称にとどまらない重要な点が示唆されているように思える。すなわち、「再測定前」と「再測定」を文字通り解釈すると、

すべてに「再測定」が前提されているのか、という問いがでてくる。しかし、資産・負債観での（ストックの）「再測定」は理解できても、実現・配分・対応ないし収益・費用観に基づく利益計算（フロー）に配分の「修正」はあっても「再測定」の概念はなじまない。コラム名称変更前の「インカムフロー」と変更後の「再測定前利益」とを比較すれば、端的に言って、その背景に資産・負債観の全面的適用という発想が垣間見える。

さらに、トレーディング目的有価証券と減価償却の2つのケースもあわせて取り上げた（図表8参照）。とりわけ、トレーディング目的有価証券の評価損益がコラム1ではなくコラム2（再測定）であるという点が注目される。また、減価償却では、それがフロー配分計算の典型例であるだけに、なぜ「再測定前」なのかの問題となる。いずれにせよ、「再測定前」と「再測定」とをcomprehensiveするという包括利益には、利益概念としてその計算構造論的論拠がどこにあるか、必ずしも明らかでない。そこには、理論的土台からの検討よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという有用性偏重およびそこから出てくる開示偏重が現れている。

5) 年金会計の全体構造

制度上の年金会計の全体構造は必ずしも1つの統合された会計観から出てきたものではない。まず、配分計算アプローチの見地からは（図表9参照）、2つの計算系（配分計算思考 vs. 価値評価思考）と、それぞれの背後にある制度的規定・要請（利害調整志向の資本・利益計算 vs. 投資家志向の実態・リスク開示）に注意する必要がある。ここに、それぞれ会計目的を異にする計算系の併存と交錯の構造がみられる。この見方からすれば、年金会計という1つの会計基準のなかに、今日的企業会計の特徴である異種併存がみられることになる。

他方で価値評価アプローチの見地にたてば、年金債務も年金資産と同じく公正価値で評価されるという構造をもつことになる（図表10参照、特に矢印の方向に注意）。そこでは、資産も負債も同じく公正価値で評価されるという点では整合性があるが、それはけっして内的整合性からでてきたものではないことに注意する必要がある。さらに、その整合性自体を子細に検討すれば、端的には

(繰延配分による)未認識債務にみられるように、そこには価値評価思考が必ずしも徹底されてはいない。

(2) 変容の基礎とかたち

1) 二重の意味での異種併存性

今日の企業会計の性格、とりわけその計算枠組みの全体的性格には異種併存性、すなわち異なる計算系の併存と交錯の構造(ハイブリッド構造)がみられる。本稿で取り上げた退職給付会計(年金会計)も、そうした今日の企業会計の異種併存性という全体的性格のもとで考察した。とりわけ、年金会計は1つの会計基準のなかで異種併存性がみられる。その意味で、今日の企業会計には二重の意味での異種併存性が指摘される。本稿では、そのことを理論的・実証的に明らかにしたわけである。

2) “純血種”から“雑種”の会計へ

今日の企業会計の全体を何か純粋な概念や統一的な会計観でもって描いて見せようとしても、本稿で取り上げた年金会計にもみられるように、それがけっして容易でないことがわかる。仮に、動態論のような堅固な理論的土台に立つ会計を“純血種”の会計というと、今日の会計は“雑種”(異種交配)の会計とでもいうことができ、そこにある種の“戸惑い”と“混乱”を覚える。今日の多様な会計環境にあっては、言ってみれば、純血理論ではその変化に対応しきれない面がでてくるのも否めない。

問題は、仮に、今日の会計が“純血種”から“雑種”の会計に変容・変質しているとすれば、そしてそのことで少なくとも理論上戸惑いと混乱が生じているのであれば、その出所を明らかにすることが重要になる。そのためにも、計算構造論的分析とともに、それを生み出している制度的・社会経済的分析が必要となる。そのことを、原価主義会計でもまた純然たる時価会計でもなさそうな年金会計のケースを取り上げて検証したわけである。

3) 変容の基礎にあるもの

さらに、そうした変容の基礎にも目を向ける必要がある。すなわち、今日

の企業会計にはこれまでの動態論思考とはまた性質を異にするあらたな会計思考が横たわっているようにみえる。それは端的に言えば企業価値（株主価値）を志向する会計といえる。かくして、今日の会計は動態論的会計観からさらに企業価値的会計観へと移行しているようにみえる（図表 11 参照）。そして、その企業価値的思考のさらなる基礎について言えば、1980 年代の後半からのいわゆる証券市場の「機関化」現象→株式会社制度のあり方への影響（支配構造への影響）→開示および会計計算への影響、という一連の関連から今日の変容をとらえる必要がある。

概念的レベルで言えば、「所有と経営の分離」（バーリー・ミーンズ）から「経営者資本主義」（マリス）を経て、今日の「投資家資本主義」（ユシム）への発展過程を基礎にして、今日の企業会計の変容を歴史的・経済学的に考察するということである。IASB や FASB の会計基準のあり方も、単に会計基準の国際化、調和化、統一化といったレベルに止まらず、そうした資本主義経済の具体的な発展過程の一環のなかで捉えたうえで、今日の会計現象を解明する必要がある。

4) 「開示」と「計算」そして「記録」

「開示」と「計算」の今日的関係という観点からみれば、今日の企業会計は開示志向（偏重）の姿勢をいっそう強め、計算はむしろその背面に押しやられている感がある。そこでの利益計算はといえば、はじめに利益計算ありきではなく、B/S の開示志向に付随する形で議論されているともいえる。このことを、さらに「記録」に焦点を当ててみれば、伝統的な歴史的原価を基軸にした計算志向の会計にあっては計算と記録がいわば一体となっていたが—「記録なくして計算なし」の会計—、今日的な開示志向会計を契機にそれらは分離され、記録は後退傾向となる—「記録なくて情報あり」の会計。だが、ここに来ていわゆる「会計不信」を1つの契機にふたたび記録の重要性が認識される。そこでの記録は内部統制システムという今日的意味合いを有しているが、いずれにせよ記録が軽視されがちな今日の会計にあって、会計の「原点」ともいべき記録の重要性が指摘される。

(3) 企業会計の今日的変容

1) 対象と方法の変容

今日の企業会計を考察するさい、実物経済の会計（現実資本の会計）に対する金融・証券経済の会計（貸付・擬制資本の会計）との「区別の論理」の視点が重要となる。この別枠論は計算・記録の「対象」、すなわち経済活動の本来的区分（実物経済の会計 vs. 金融証券経済の会計）を基礎におくものであるのに対し、もう一方で計算・記録の「方法」（計算系Ⅰ vs. 計算系Ⅱ）にかかわる枠組論が考えられる（図表 12 参照）。

したがって、今日の企業会計の全体像は、この「対象」と「方法」のそれぞれの相異なる枠組みという視点から、とりわけモデル論としてはその組合せ可能性として考察できる（図表 13 参照）。そして、その「対象－方法」の組合せにあっては、「実物経済の会計－計算系Ⅰ」と「金融証券経済の会計－計算系Ⅱ」という組合せがその基本として考えられそうだが、本稿で取り上げた年金会計のケースにも見られるように、現実の企業会計は必ずしもその基本モデルで説明できるほど単純でもない。個々の会計ルールをこの対象と方法、さらには会計目的の各座標軸のなかにプロットすることで、今日の企業会計のハイブリッドな現実の姿が映し出されるだろう（図表 14 参照）。

2) 利益計算か実態・リスク開示か

さらにやっかいなのは、計算系Ⅰが純然たる利益計算の枠組みであるのに対し、計算系Ⅱが必ずしも純然たる利益計算の枠組みとはいえない面をもつという点である。すなわち、年金資産でもでてきたように、今日の企業会計にあっては財務透明性の向上とか、B/Sのリアリティの回復といったように、財務実態や財務リスクの「開示」志向の性格を強めており、それが実は計算系Ⅱと密接にかかわっているからである（図表 15 参照）。

したがって、ここに異なる2つの計算系を単に利益「計算」の枠組みとしてだけでは論じられないという、さらにやっかいな問題があることを指摘しておかねばならない。このことともかかわって、さらにいわゆる収益・費用観に対する資産・負債観が利益計算の枠内（利益計算の別の見方）にとどまらず、むしろ

ろ実態・リスク開示志向の会計に強く結びついていることに十分注意すべきである（図表 16 参照）。

3) 変容の方向

さらに、現実の企業会計にあってはその変容ないし変質の方向が2つのステージで進んでいるという点も指摘しておかねばならない。問題は、非金融資産・負債が計算系Ⅱのもとで捕捉されるという変容・変質の方向（変容のステージ2）である。本稿で取り上げた年金債務は金融負債ではなく非金融負債と考えられそうだが、それが本稿でいう時価評価ないし公正価値アプローチの見地にたてば、まさにステージ2の変容ということになる。

しかし、より端的には、事業用固定資産の減価償却を取り上げてみればわかりやすい。すなわち、仮にそれが計算系Ⅱのもとで捕捉されるようになると、それが会計配分の象徴的存在であるだけに、企業会計の全体は価値評価思考に根ざす会計ルールで覆われることになるだろう。その意味で、この減価償却の扱いが変容のステージ2のクリティカルな局面であるといえる（補遺2参照）。

（4）変容の基礎・構造・形態

今日の企業会計には、例えば業績報告に関する I A S B のある種の混迷にも見られるように、基礎概念（特に資本・利益概念）や全体的な計算構造（理論的土台）に立って論議されていないこと、それが理論的土台よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという有用性偏重およびそこから出てくる開示偏重に起因すること、したがってそこに個々の会計ルールを律する理論的基礎（概念や枠組み）の検討の重要性があることが指摘される。このことは、そのもっとも重要な利益概念である「包括利益」が利益概念としてその計算構造論的論拠をどこまでもちうるかという問題にも象徴されている。

この有用性偏重の会計のあり方は、利益概念の問題はむろんのこと、個別の会計ルール、例えば「企業結合会計」におけるパーチェス法への一元化、とりわけのれんの非償却および減損方式への変更がいかなる理論的検討のものでなされたのか、という点にも見出せる。そこでは何らかの内生的な概念あるい

は基本枠組みから出てきたというよりも、「情報価値が高い」といった外生的理由づけに象徴されるように、投資家の将来予測に資するという観点（企業価値の評価）からでてきている。したがって、そうした重要な会計ルールの変更が、企業会計の基本的枠組みあるいは他の関連しうる会計諸ルールとどこまで整合的かといった理論的検討に耐えうるものかどうかきわめて疑問である。それは、そうした理論的検討とはまた別の要請からでてきているように思われる。

こうした損益計算の基本枠組みとの整合性の観点と、財務実態や財務リスクの開示（財務透明性の向上）、あるいは「転ばぬ先の杖」としての会計（いわば「予防会計」）、さらには企業価値の評価といった観点は、あきらかに異なる要請である。今日の企業会計はこうした会計に求めるものそれ自体がハイブリッドな様相を呈しており、そのことが企業会計のハイブリッドな構造を生み出している。したがって、今日の企業会計の変容は、①変容の基礎にあるもの→②変容の構造→③変容の形態、という視点からその全体を捉えることができる（図表17参照）。

今日の企業会計は、ある種の純血理論を拒むほどの様相を呈している。そのいわば“雑種”（異種交配）の現実には即して1つの説明理論を展開するというのが本稿の基本視点にほかならず、そのことを原価主義会計でもまた純然たる時価会計でもなさそうな年金会計のケースを取り上げて検証したわけである。そのことは、実は、③変容の形態からさかのぼって、②変容の構造、さらには変容の基礎へと考察をすすめることであったわけである。

（5）アカデミズムのあり方

本稿の基礎には、異なる系の併存および交錯としての今日の企業会計のあり方に対し（本来の）会計アカデミズムはいかなるスタンスをもちうるか、理論はいかなる役割貢献をもちうるか、というある意味で切実な問題意識がある。そうした問題意識がなければ、プロフェッションの会計に埋没し、その進むべき道を見失うおそれがあるからである。以下、4点について触れた。

1) ピースミルな会計技術から堅固な理論的土台へ

業績報告に関する I A S B 案にみられるある種の混迷が、理論的土台よりもなによりも投資家の意思決定に資するという「有用性偏重」およびそこから出てくる「開示偏重」に起因し、さらにはすべて市場に委ねる「市場偏重」（市場原理主義）から出てきている。このいわば“3つの偏重”（有用性偏重・開示偏重・市場偏重）がみられる今日的な企業会計のあり方は、アドホックでピースミルな会計ルールや会計技術とけっして無縁ではない。ここに、堅固な理論的土台に立つ会計ルールへのあらたな理論の役割が期待される。

昨今議論される I A S B への対応についても、外交的・戦略論的な議論にもみられるある種の政治的意味合いも重要でないとはいわないが、少なくとも会計アカデミズムの立場にたてば、いかなる理論的土台から個々の新会計ルールが導かれているか、とりわけ英米会計がよって立つ土台が何であり、それを相対化するといった、政治的闘争ではなく理論的闘争の方に力を注ぐべきである。

2) アカデミズムとプロフェッション

I A S B や F A S B の会計は、いわばプロフェッショナル性を支える会計という性格を帯びている。理論とは本来、単なる法的論拠づけでもなければ、会計士のプロフェッションを権威づけるものでもない、より純然たる存在である。逆に言って、そうでなければ時々の制度的要請を受けたまわめて制度性を帯びたものになってしまい、会計理論に論理的一貫性とか全体的整合性といったものを見いだすことはきわめて困難になってしまうだろう。そうなると、それは本来の理論とはかけ離れたものになってしまう。その点でも、アカデミズムとプロフェッションの区別という点は重要である。プロフェッショナルな会計に埋没しない、それを相対化、客体化できるアカデミズムのあり方（存在意義）が問われる。

3) 歴史の文脈で

プロフェッショナルな会計を相対化、客体化できるアカデミズムの1つのあり方は、歴史の文脈で今日的会計問題を洞察し見透すということである。変容の基礎で述べたように、英米（アングロサクソン）を中軸にした会計基準のグローバル化現象も、その基礎にある「アングロサクソン・モデル」の本質的理解

なくしてその真の姿は見えてこない。企業会計の開示と計算の今日的あり方も、資本主義経済の具体的な発展過程の一環、とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として捉える視点が重要となる。この変容の基礎にあるものの史的・総体的考察を抜きにして、企業会計の今日的変容の真の姿を洞察することはできない。

4) アカデミズのあり方と理論の復権

アカデミズムの本来的あり方は、繰り返していえば、プロフェッションとの区別の視点にたつて、プロフェッショナルな会計を相対化、客体化するということである。この視点がなければ、(特に英米を中心にした市場偏重の)プロフェッショナル会計に埋没してしまい、その進むべき道を見誤りかねない。わが国のアカデミズムにその傾向がないといえないのは、たとえば古典が顧みられないこと、かつての活発な論争がほとんど見られなくなった点、アカデミズムとプロフェッションの混然化、そして英米会計偏重の研究スタイル、にも現れている。

本稿で試みた特定の視点と方法による(異種併存の現実に即した)説明理論を理論の1つのあり方といえば、さらにそれに基づいて企業会計のあり方についてある種の方向性ないしパースペクティブを与えることもまた1つの理論のあり方かと思われる。そのさい、その方向性とパースペクティブが何らかの総体的・発展的概念(共時的・通時の概念)によって支えられたものであることが重要になる。

今日、会計が政治化するのも、そうした確固たる概念に裏付けられた理論的権威の欠如、そして英米プロフェッションに偏重した会計のあり方にも起因している。本稿は、そうしたアカデミズムのあり方を十分意識したものであり、取り上げた年金会計はそのための1つの素材にすぎない。

注

〈Part I〉

(1) 石川[2003a]の図表1参照。

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

- (2) それは換言すれば、実態・リスク開示志向に根ざしたストック評価の損益計算（フロー配分）への“浸食現象”ともいえる。石川[2002f]76頁注(26)参照。
- (3) 年金債務がいわば先に決まりその増価額をして年金費用とする説明は多い（多数説）。これまでの退職給与引当金では、先に費用が決まり（借方の退職給与引当金繰入額）、そして貸方側の負債である退職給与引当金が計上されるという手順であった。ちなみに、「ストック評価額→その差額としての年金費用」の考え方に即した仕訳というなら、「洗替法」が考えられるかもしれない。そこでは、毎期末の時価評価額で洗い替えされることで、結果的・間接的に（期末と期首の差額として）評価差額が計上される。資産であれ負債であれ、その財務実態の開示が第一義で利得損失はそれに伴うということであれば、増減額（フロー）ではなく、時価評価額（ストック）そのものが“記帳”される。
- (4) こうした考えは、例えば「わが国の会計基準において資産（年金資産－引用者）の評価基準について、『年金資産の額は期末における公正な評価額により計算する』と規定されているのと同様に、年金債務の現在価値を計算するのは年金債務の公正価値を表すところにその目的がある」（今福[2000a]68頁、傍点は引用者）にもみられる。
- (5) 年金財政と年金会計との相違については、例えば企業財務制度研究会[1999a]第3章参照。
- (6) 先の注3でも述べたが、この仕訳の解釈がこれまでの退職給与引当金の理解である。すなわち、そこでは先に費用が決まり（借方の退職給与引当金繰入額）、そして貸方側の負債（退職給与引当金）が計上されるという手順であった。
- (7) 武田[2002]406頁の表1に基づいている。なお、第4年度の積立累計額（原著では2,484.8）は単なるミスプリントと思われるので修正している。
- (8) 「公正価値アプローチ」に対して「取得原価主義アプローチ」ともいえそうであるが、狭くは取得原価が支出系統（それも過去支出）に結びついているだけに、収入系統も含めてより広く計算枠組みとして「配分計算アプローチ」とよぶ。通説的見解は時価測定説かと思われるが、伝統的ないし既存の会計の枠組みの中核にある配分思考（キャッシュフローの期間配分）との整合性の観点から年金費用を捉えている米山[1999]、大日方[2000]は、この配分計算アプローチの見地に立つものといえる。
- (9) これとはまったく逆に、例えば売買目的有価証券の運用損益（時価評価損益）は期末簿価が決まらなければ計算できない（期末時価は事前に知られず、結果的にしかわからない）。つまり、そこでの運用損益計算はストック時価の期間差額としてしか計算できず（結果計算）、運用損益というフロー計算はそれ自体単独に計算すること（原

因計算)はできないのである。期末簿価(時価)は事前にわからず、それが結果的にわかったあと、はじめて運用損益が計算されるのである。

- (10) それら3つのケースでは、いずれも割引現在価値計算が行われている。しかし、それらがいずれもストックの価値評価計算を行っているのではなく、キャッシュフローの配分計算をその基礎にしているという点が重要である。石川[2002f]参照。
- (11) 石川[2002f]では、それらのケースにみられる将来キャッシュフローの資産(負債)化と利子配分の「同形性」(割引現在価値計算と利子配分の「対」関係)について論じている。この対関係は、いってみれば作用(PV化)・反作用(利子)であり——作用があるからその反作用がでてくる——、また関数でいえばPV化計算を関数 $f(\cdot)$ とすれば、利子計算はその逆関数 $f^{-1}(\cdot)$ と表現される。
- (12) もっとも、従業員が後払賃金としての退職給付額を企業に貸し付けているとして、その未払子費用ないし機会子費用と解せないわけではない。しかし、その前に、そもそもなぜ割引現在価値計算が用いられるのか、そのこと自体が問われなければならない。
- (13) 石川[2000]42頁参照。
- (14) 詳しくは石川[2002f]参照。
- (15) ただ、あとでの議論になるが、割引率の変更という問題がある。利息法はそこで用いられた割引率を固定するという特徴をもつが、この割引率が変更されるとなると、たとえ一度の割引率の変更でも利息法による配分といえなくなる。(あらたな割引率による)あらたな利息法での配分、という解釈が成り立つかどうか。
- (16) 時価測定説は例えば今福[2000c]での以下の説明にみられる。すなわち、「わが国の『退職給付会計基準』では割引率の選択については貸借対照表日の市場利回りだけを使用する必要はないが、それでもできるだけ現在の市場利回りを斟酌する必要がある。その意味では、わが国の会計基準ではじめてフレッシュスタート法を前提としている会計基準であるといえるであろう」(97-98頁、傍点は引用者)と。また、「別の言い方をすれば、年金債務は『清算時の公正価値(fair value in settlement)』を明らかにすることでもありといつてよいであろう。かくして、年金債務の割引計算の目的は、将来キャッシュフローの現在価値を計算することにあると同時に、それはまた債務の公正価値を把握することにもある。ここに年金債務の割引計算の特徴がある」(98-99頁、傍点は引用者)とも述べている。
- (17) 企業財務制度研究会[1999a]111-13頁参照。
- (18) 「配分計算アプローチ」は、長期的な観点から仮定を每期変動させるべきでないと

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

- する「保険数理アプローチ」とむすびつきそうだが、ただ、そのアプローチが配分計算という計算枠組みをふまえた上でのものかどうかは疑問である。例えばそのアプローチが時価アプローチとの対比で、仮定を毎期ごと正確に見積もることができるのかとか、測定値のボラティリティを回避できるといった点を強調しているが、それらの点はここで議論している計算構造とは直接的にはかかわらない性格のようにも思える。
- (19) 実務的には、時価アプローチによる損益のボラティリティを回避するため一種の重要性基準ともいえる「回廊アプローチ」（コリドア・アプローチ）が採用されている。
- (20) 保険数理上の仮定には「財務に関する仮定」だけでなく、「人員集団に関する仮定」もある。企業財務制度研究会 [1999a] 110 頁参照。
- (21) 企業財務制度研究会 [1999a] 55 頁参照。
- (22) その引き下げ幅は、しかしながら企業によってまちまちであり、現在、2.5%割れも起きているなか割引率見直しのより一貫した指針が求められよう。詳しくは、筆者のHPに連載中の「時事会計教室」（No.14「退職給付債務と株安・金利安」）参照。
- (23) 実は、この償却年数も企業によってまちまちであり、企業によっては“V字回復”をねらって償却年数を途中で短縮する動きがある（『日本経済新聞』2003年10月2日参照）。この点でも、一貫した処理基準の指針が求められよう。
- (24) 例えば徳賀 [2001] では、この過去勤務債務と数理計算上の差異の会計処理（繰延配分による遅延認識）の部分が収益・費用中心観に基づいており、年金債務での資産・負債中心観と非整合であることを論じている。しかし、これまでの考察からすれば年金債務の時価測定説そのもの、さらにはそこでの遅延認識が本当に収益・費用中心観からでてきたものかどうか、なお検討の余地があるように思える。仮に、それが収益・費用観からでてきたものであったとしても、そこでのハイブリッドは、本稿での視点からすれば、“二次的・部分的ハイブリッド”にすぎないといえる。
- (25) I A S 第 19 号では年金債務も公正価値での評価が明文規定されている。今福 [2000a] 30 頁参照。
- (26) より詳しくは、筆者のHPに連載中の「時事会計教室」（No.14「退職給付債務と株安・金利安」）参照。
- (27) I A S B [2003] では、この「数理計算上の差異」（actuarial gains and losses）の即時償却の議論がなされている。
- (28) 今福 [2000b] 31 頁参照。
- (29) 例えば黒川 [1997] では債務と資産の両建ての議論がなされている。
- (30) 先にも述べたように、イギリス A S B の F R S 第 3 号「財務業績の報告」（1992 年）

- での「総認識利得損失計算書」でも、重要な領域として、①有形固定資産、②長期金融資産・負債、とともに③年金コストがあげられていた(ASB[2000])。
- (31) I A S B案については代替案の提案もふくめて、石川[2002e]の付記、および筆者のホームページの時事会計教室(No.10「損益計算書の全面見直し、新たな業績報告書」)参照。また「今後の実証研究においては、発生主義会計の構造そのものに対する真摯な配慮が不可欠である」(79頁、傍点は引用者)と、実証研究と理論研究のかかわりについて触れている辻山[2003]参照。なお、筆者の問題意識から辻山論文で重要なところを指摘すれば、①会計上の利益概念と業績報告(辻山論文の図3)と②純利益の再構成論(投下資本の回収計算→回収の解釈→事業リスクからの解放)の論点である。
- (32) あとで2つの計算系(計算系IとII)のハイブリッド構造について議論するが(図表12)、そこでの計算枠組みでいえば、この再測定は系Iとは区別される系IIに固有のものといえる。
- (33) この点については石川[2002h]8頁参照。また、トレーディング目的有価証券の簿価決定および簿価変動の性格については、石川[2003a]4-5頁参照。
- (34) トレーディング目的有価証券の評価損益を実現利益と解釈する見解(主観のれん説)については、石川[2002h]6-7頁および補論参照。
- (35) この点については石川[2000]156-58頁参照。また、その他有価証券のケースではどうなるか。リサイクル禁止の観点から評価損益と実現損益とをコラムで区別するかどうか。以上、いくつもの疑問がでてくるはずである。
- (36) ここでの金融活動とはfinancing、つまり文字通り資金調達活動という意味であるかもしれない。したがって、金融投資活動はビジネスのなかで表示されているわけではない。
- (37) 米山[2001]およびそこでの理論展開を期間利益計算の「正常性確保説」として論じている石川[2002b]参照。
- (38) 1970年代のインフレーション会計をめぐる論争のなかで、すでに今日のIASB案を彷彿させる議論(特に情報セットの考え方、および評価にかんする多欄式報告)があったことは指摘しておく必要がある。Whittington[1983](特に邦訳の188, 196, 199, 200, 222頁)参照。ちなみに、この著作では代替的会計測定システムの構造分析が展開されており、とりわけ2つの章で論じられている現在価値会計(「評価」と「資本維持」の側面)と今日の公正価値会計とのかかわりが1つの論点になるだろう。この点については石川[2004]参照。
- (39) 企業財務制度研究会[1999a]107頁。

〈Part II〉

- (40) 周知のように、この会計本質観の転換は Paton & Littleton[1940] によって体系化される。この点については、例えば斎藤 [1995]124,128 頁参照。
- (41) 静態論の時代とは異なって、今日の金融資産を中心にした価値評価志向の背景には、20 世紀後半からの金融・証券経済の高度化・多様化に伴う金融資産の量的・質的变化という点があげられる。この点については『日本経済新聞』2000 年 12 月 18 日の「経済教室」参照。ただ、静態論時代の財産計算という点でいえば、むしろそれとは同じでないが、今日の実態・リスク開示の時価会計にはある種の財産計算志向、それも異なったかたち（端的言えば財務透明性）での財産計算志向が働いているという見方もできる。
- (42) 「本書は、アングロサクソン・モデルを、その生成にまでさかのぼって正確に描写し評価しようとするものである。具体的には、アングロサクソン・モデルを株主資本主義として捉え、それを具体的に貨幣、法律、言語の三つの要素から分析し、総合的にはカルチャーの観点から一般化しようという試みである」（「はじめに」iv 頁）。
- (43) 若干引用しておけば、例えば「アングロサクソン・モデルのもとでは、会社は株式価値の創造を目的とすると想定されてきた。その価値創造とは、現在から将来にわたる配当やその源泉となる利益の創出によって可能となる。そして将来利益の予想を可能にする情報は、財務会計によって提供される。換言すれば会計情報は価値創造の尺度であって、現在の株価と将来の利益を結びつける上で決定的に重要な情報である」（83 頁）、「この会計の世界にも、グローバリゼーションとアングロサクソン化の流れが押し寄せた。…1990 年代末以降、国際資本市場で資金調達を行う企業は、統一的な会計原則で会社経営を計数表現することを求められるようになったが、その統一的な会計原則が I A S であり、I A S の作成にあたってデファクトスタンダードである米国や英国の会計原則が土台とされたのである」（337 頁、いずれも傍点は引用者）。
- (44) この英米（アングロサクソン）を中軸にした会計基準のグローバル化現象を、石川 [2002c] 42 頁では、会計基準（会計 O S）の「マイクロソフト化」と表現した。
- (45) 例えば渡辺 [2002] では英国の会社法改正に注目し「第三の道」を展望しているが、石川 [2002e]（46 頁の注 81～83）では、史的システムとしての資本主義という歴史の文脈のなかで、今日の会計現象を相対的に捉える視点の重要性に触れている。
- (46) 特に機関投資家の国際的投資の増大がそうした会計規制の世界標準化の動向と密接にかかわっていること、および 1980 年代半ばから現象化してきた企業価値（株主価値）思考の企業行動という点を指摘しておきたい。詳しくは、石川 [2002e] 35-38 頁

参照。

(47) 特に分配可能利益計算という計算目的があげられよう。石川 [2000] 第 10 章第 3 節参照。

(48) 詳しくは、石川 [2000] 第 2 章 63 頁参照。

(49) この点については、石川 [2003b] 参照。

(50) 詳しくは、石川 [2003a] 参照。

(51) この相違は監査のあり方の相違にも反映するだろう。すなわち、系 I = 配分ルールの適正性の監査（会計ルール準拠性監査）といえ、系 II = 価値評価の妥当性・正確性の監査（実査の監査）といえる。特に系 II の多くは期中仕訳よりも毎期末の決算仕訳として集中的に現れる。

(52) この点については、事業用固定資産の減損会計に関して論じた石川 [2001] 9 頁参照。この他にも例えば貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定を取り上げれば、その方法に「キャッシュ・フロー見積法」と「財務内容評価法」があるが、前者は会計配分の枠組み内（配分計画の修正、すなわち減損）の方法であるのに対し、後者はそれとは異質なストックの価値評価（資産価値の修正）の見地にたつ方法といえる。石川 [2002f] 第 4 節参照。

(53) 「区別の論理」、とりわけ「拡張の論理」との違いについては石川 [2000]119 頁、石川 [2002c] 29-31 頁、および石川 [2002d] 参照。別枠論については石川 [2000] 第 11 章、端的には『日本経済新聞』2000 年 12 月 18 日の「経済教室」参照。また、この区別の論理についてさらに敷衍すれば、今日の金融・証券経済にかかわる会計問題は、「生産関係」とは区別される「所有関係」にかかわる会計問題といえることができる。この点については、石川 [2000]182, 231, 286 頁参照。

(54) 今日の貸借対照表における 2 つの系の「併存と交錯」の全体像は、例えば石川 [2002f] 69 頁表 6 参照。また、その「併存」は伝統的な（期間損益計算に規定された）「収支計算的」貸借対照表と（より自立的な）「実態開示的」貸借対照表との異種依存という形をとるともいえる。この 2 つの貸借対照表については、石川 [2000] 第 10 章第 3 節参照。

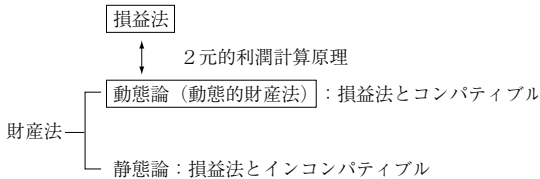
(55) 石川 [2002h] 7-8 頁では、そのことを「財務の透明性か利益の計算か」という問いでもって論じた。

(56) 例えば石川 [2000] 第 8 章では、異なる資本・利益計算のサブシステムから構成されるハイブリッド・システム（全体システム）としての再構成について議論している。

(57) 今日の収益・費用観と資産・負債観の関係は、わが国の古典（例えば岩田理論）の眼を通して見るとどうか、という冷静な視点も重要である。例えば岩田理論での財

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

産法には、実は、静態論としての財産法に対する動態論での財産法（動態論的財産法）という見方がある（岩田[1956], Morita[1994]）。この財産法は利益計算の損益法とコンパティブルな方法といえるが（これが「2元的利潤計算原理」- 下図参照）、これに対し静態論での財産法では、貸借対照表に求められる目的は利益計算が第一義的ではない。このことは、今日のいわゆる資産・負債観にもいえる。ただ、今日、財務リスクの開示といったように、貸借対照表に求められるものが静態論の時代と異なっているわけである。とはいえ、利益計算が第一義的ではないという点で、また貸借対照表が中心になる点で、今日の資産・負債観に通じている（詳しくは拙稿「岩田理論の現代的接点」を予定）。



(58) わが国「企業会計原則」における棚卸資産の評価と有価証券の評価とを対比すれば明らかのように、両者は基本的にまったく同じ扱いになっている。すなわち、有価証券はその評価原則に関して費用性資産である棚卸資産とまったく同等のものとして扱われている。だが、この「企業会計原則」の“死文化”した箇所は改訂されているわけではない。より詳しくは、石川[2000]第9章(234-35頁)および第10章(273頁)参照。

(59) ただ、時価評価損益を（キャッシュフローの配分としての）実現利益と解する見解（主観のれん説）からすれば、⊖ではなく⊕のなかにとどまる、ということになる。この見解については石川[2000]（第6章第2節）、石川[2002g]、石川[2002h]（6-7頁および補論）を参照。

なお、この点に関して若干敷衍すれば、例えば「最近における時価評価の拡大は、いったいどのように理解したらよいであろうか。…そこでは、ストックの評価替えを通じた配分計算と、価値の評価からは独立した配分計算との選択が、当面の争点になっている」（斎藤[1995]125頁、傍点は引用者）の説明では、事業投資での原価配分が想定されている後段とは異なり、ストックの価値評価が配分計算と結びついている。また「…とくに時価の変動が投資の成果を表わす金融資産については、期末ごとの価値の評価に配分計算の合理性が期待されている」（同125頁、傍点は引用者）、「時価評価がふたたび関心を集める最近の議論では、このコストの配分の枠組みと両立する

価値の評価と、それに基づく損益認識が模索されている」(同126頁、傍点は引用者)での「両立する」ということが1つの論点となる。

(60) 詳しくは石川[2003a]9頁参照。

(61) のれんの非償却と減損方式への変更, および情報価値については, 筆者のHPに連載中の「時事会計教室」(No.5「ITバブルの崩壊と『のれん代』の巨額の評価損(減損)」)参照。

(62) 企業価値評価という外生的要請でいえば, 会計基準が企業価値評価モデルに適合的かどうか, その妥当性の判断基準になりうる(会計基準の「企業評価適合アプローチ」)。こうした議論の行き着く先は, 「企業価値評価モデル→その実証分析→会計基準の妥当性判断」ということが考えられ, 会計基準およびそれを支える会計理論は, その起点になっている企業価値の理論およびそれを支えるファイナンス理論と, その評価モデルの選択に係わる実証研究に大きく依存することになるように思われる。石川[2002e](30-31頁), 石川[2002g](419-20頁)参照。

(63) 会計に「転ばぬ先の杖」を求める今日の企業会計の1つのあり方については, 筆者のHPに連載中の「時事会計教室」(No.15「会計改革と司法改革」)参照。

(64) その1つの典型を笠井[2000]での理論展開, とりわけ「統合的勘定分類観」(第3章)に基づく理論構成にみることができる。その(「あるはずの会計」としての)理論展開については石川[2002a]および石川[1999]参照。特に, 有価証券にかかわる損益の本質論(笠井[1998]および笠井[2000]第17章IV節)は, 論理一貫性という点で金融商品会計の1つの重要な論点であり, それを巡る論争がもっとあっていいように思える。

(65) この他にも例えば税効果会計にも, 2つの考え方すなわち「繰延法」(フロー志向)と「資産・負債法」(ストック志向)としての異種併存をみることができる。前者では会計上の収益・費用の金額と税務上の益金・損金との差異→当該差異に対する前払(後払)税金部分を将来期間に繰延配分する(計算系I), また後者では会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債金額との差異→当該資産・負債が回収・決済される時解消→税金を減額・増額させる効果がある場合に資産・負債として計上(計算系II)となる。また, 投資不動産の会計では原則と代替というかたちでの異種併存がみられる。石川[2002f]76-77頁の注(33)ではこうした交錯のいくつかのケース(減損, 繰延税金資産, 為替予約, 包括利益)に言及している。

(66) この浸食現象という点については, 石川[2003a]参照。また, 最近の収益認識と資産負債観については, 拙稿「資産・負債アプローチの勘定理論的吟味」を予定している。

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

- (67) 例えばFASBやIASCの概念フレームワークが勘定論的には「資本等式」の計算構造をもつことについては石川[1996]補論5.4参照。重要な点は、出発点の会計等式をどこにどう見るか、その視点のおきどころである。なぜならば、その出発点の見方いかんで、会計構造の捉え方が規定されるからである。この点については、同書補論6.2「展開表モデルによる諸勘定学説の構造比較」を参照。
- (68) 現代的接点という点で、特に木村和二郎と岩田巖の理論が注目される（拙稿「今日の会計問題と日本の古典的会計理論－木村・岩田理論の現代的意義－」を予定）。今日、英米を中心にしたプロフェッショナル会計学が興隆し、古典がほとんど顧みられない。こうした風潮のなか、プロフェッションに流されない古典的研究の現代的接点を探るという作業は重要である。子供たちの世界でも囲碁や古典落語が復活しているが、アカデミズムがプロフェッショナル会計に依存ないし偏重し、ピースミルな会計技術に埋没するようになると、古典の復活や古典への回帰といった気風はけっして起こらないだろう。
- (69) この点については、日本会計研究学会第61回大会（武蔵大学）での藤井報告（藤井[2003]）をめぐる討論でも触れている（『会計』163巻2号、2003年2月、119-23頁）。
- (70) この点については、石川[2000]第7章補論7.1参照。
- (71) 例えば年金費用の「賃金後払説」について言えば、賃金であるなら企業側から企業負担割合を引き下げるといふ議論がでてくる。しかし、企業が負担する社会保障費が「賃金」かどうかは、社会保障という社会性と賃金という私人的性格とのかねあいもふくめ、別途議論される必要があるように思える。所与の制度のもとでの会計処理（会計テクニク）のみならず、社会保障の経済学の視点から、年金会計を相対化する作業も重要である。そもそも現在の労使折半による保険料方式すら社会保障負担の1つの方式にすぎない。このことを見るだけでも、相対化されるはずである。
- (72) この点については、石川[2000]第7章第5節で述べている。
- (73) ちなみに、拙稿「時価会計 政治圧力による凍結に反対」（『朝日新聞』2003年5月21日）では、会計の政治化現象と理論的権威の欠如という点に触れている。
- (74) より詳しくは石川[2002f]補遺1参照。
- (75) 利息法は何らかのかたちで確定しているキャッシュフローの配分計算の1つの方法であるから、取得原価プラス利子分を減価償却の対象にする「年金法」は、その意味で利息法の変形ともいえる。これに対し「償却基金法」での償却額の合計は元利合計に等しくなる方法であり、その点で、キャッシュフローを元本と利子に分解する（年金会計では図表1、リース会計では図表3参照）という特徴をもつ利息法に合致しているといえる。しかし、いずれも財務的観点からの減価償却の方法といえる。

- (76) この名目資本プラスその利子分を資本維持（いわば経済的資本維持）とする利益計算は、より一般的には井尻[1990]で展開された「モメンタム（利速）会計」にもみられる。この点については、石川[2002c] 46 頁注(14)参照。モメンタム会計については石川[2000] 第 12 章および石川[1990]参照。
- (77) もっとも、注 12 でも述べたが、年金債務を従業員への一種の借入と解釈すれば金融負債ということになる。
- (78) 企業財務制度研究会誌[1999b] 115 頁。
- (79) 古くは個別価格変動会計での会計と財務の交錯である。石川[2000] (310-12 頁)、岩田[1956]での有機説（シュミット）における会計と財務の交錯を参照。
- (80) 例えば藤田[2001]では、現在価値法による減価償却が議論されているが、そこでは「現在価値法は、収支差額を期間配分する一つにすぎない」（35 頁）と述べられている。一般に利息法での P V 計算についてはそのことが当てはまるが（そこでの数値例では利率が固定されている）、公正価値としての P V についても当てはまるかどうか。公正価値の差額計算が結果的にキャッシュフローの期間配分になっても、売買目的有価証券での時価評価差額がそうであるように、それはあくまで結果的な配分にすぎず、そこに事前の配分ルールは見出せない。この点については、石川[2003a] 4 頁および注(8)参照。
- (81) 経済的減価償却については、石川[2000] 第 6 章補論 6.1(161-62 頁)参照。なお、経済的減価償却と会計的減価償却との相違をいえば、投資時点での「主観のれん」を維持資本に入れるか否かとしてあらわれる。会計上の利益計算は、こののれん価値を維持資本に入れないので、そののれん価値が年度毎に実現配分されるかたちで期間利益計算に計上されるのである。

(2003 年 11 月稿)

参考文献

- 石川純治[1990],「利息会計とは何か」『會計』第 138 卷第 4 号(1990 年 4 月)。
———[1996],『キャッシュ・フロー簿記会計論』森山書店。
———[1999],「笠井理論の学說的意義」『三田商学研究』第 42 卷第 4 号(1999 年 10 月)。
———[2000],『時価会計の基本問題』中央経済社。
———[2001],「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第 53 卷第 11 号(2001 年 11 月)。
———[2002a],「書評:笠井昭次著『会計の論理』」『會計』第 161 卷第 1 号(2002 年 1 月)。
———[2002b],「書評:米山正樹著『減損会計』」『経営研究』第 53 卷第 2 号(2002 年 7 月)。

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

- [2002c], 「時価会計と資本利益計算の変容(上)」『経営研究』第53巻第2号(2002年7月)。
- [2002d], 「時価会計と資本利益計算の変容」『会計理論学会年報 No.16』(2002年9月)。
- [2002e], 「時価会計と資本利益計算の変容(下)」『経営研究』第53巻第3号(2002年11月)。
- [2002f], 「割引現在価値と会計配分」『経営研究』第53巻第3号(2002年11月)。
- [2002g], 「利益の概念と情報価値 ディスカッション・IX a」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』所収, 中央経済社, 2002年11月)。
- [2002h], 「金融商品会計の理論的基礎」『企業会計』第54巻第12号(2002年12月)。
- [2003a], 「企業会計のハイブリッド構造」『会計』第162巻第1号(2003年1月)。
- [2003b], 「手続校正, 予測分離, そして複式簿記」『企業会計』第55巻第10号(2003年9月)。
- [2004], 「書評: G. ウィットントン著・辻山栄子訳『会計測定的基础』」『企業会計』第56巻第4号(2004年4月予定)。
- 井尻雄士 [1990] 『「利速会計」入門』日本経済新聞社。
- 今福愛志 [2000a], 『年金の会計学』新世社。
- [2000b], 「退職給付会計と現在価値」『企業会計』第52巻第8号(2000年8月)。
- [2000c], 「年金会計における割引計算の考え方」(北村敬子・今福愛志編著『財務報告のためのキャッシュフロー割引計算』中央経済社, 第3章所収)。
- 岩田 巖 [1956] 『利潤計算原理』同文館。
- 大日方隆 [2000], 「年金費用の測定」『CIRJE Discussion Paper Series』J-21, 東京大学大学院経済学研究科付属・日本経済国際共同センター。
- 笠井昭次 [1998], 「有価証券にかかわる損益の本質」『会計』第154巻第5, 6号(1998年11, 12月)
- [2000], 『会計の論理』税務経理協会。
- 企業財務制度研究会 [1999a], 『年金会計』中央経済社。
- 訳 [1999b], 『現在価値』中央経済社 (F A S B, Discussion Memorandum,

Present Value-Based Measurement in Account, 1990)。

黒川行治[1997],「年金基金資産・負債のオンバランスの論理」『J I C P Aジャーナル』
N0.507(1997年10月)。

斎藤静樹[1995],「企業会計における価値と原価」(前田貞芳編『変貌する社会と会計』
第8章所収, 森山書店)。

武田隆二[2002]『財務諸表論(第8版)』中央経済社。

辻山英子[2003],「業績報告をめぐる国際動向と会計研究の課題」『会計』第163巻第2
号(2003年2月)。

徳賀芳弘[2001],「退職給付会計と利益概念」『会計』第159巻第3号(2001年3月)。

藤井秀樹[2003],「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」『会計』
第163巻第2号(2003年2月)。

藤田昌也[2001],「現在価値の検討」『会計理論学会年報No.15』(2001年3月)。

米山正樹[1999],「退職給付費用の期間配分」『学習院大学経済論集』第36巻第3号(1999
年10月)。

———[2001],『減損会計』森山書店。

渡部 亮[2002],「コーポラティズム, 株主資本主義, 第三の道」『証券経済研究』第38
号(2002年7月)。

———[2003],『アングロサクソン・モデルの本質』ダイヤモンド社。

A S B [2000], *Revision of FRS3 'Reporting Financial Performance'*.

Berle & Means [1932], *The Modern Corporation and Private Property*, Transaction
Publishers (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店, 1958年)。

I A S B [2002a], *The Income Statement (Reporting Performance)*, Project Summary,
August.

———[2002b], *Reporting Performance*, Project Summary, October.

———[2002c], *The Income Statement (Reporting Performance)*, Project Summary,
December.

———[2003], *Employee Benefits-Convergence Topics*, Project Summary, March.

Marris [1964], *The Economic Theory of 'Managerial' Capitalism*, London: Macmillan (大

年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容（石川）

- 川・森・沖田訳『経営者資本主義の経済理論』東洋経済新報社, 1971年)。
- Morita[1994], "Iwata Iwao (1905-55)", Chapter 9, edited by John Richard Edwards, *Twentieth-century accounting thinker*, Routledge.
- Paton & Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店, 1958年)。
- Useem [1996], *Investor Capitalism*, Basic Books.
- Whittington [1983], *Inflation accounting: An introduction to the debate*, Cambridge University Press (辻山栄子訳『会計測定の基礎』中央経済社, 2003年)。